

# 中能登町地域防災計画

## 資料編

沿革 平成 18 年 12 月 20 日作成  
平成 21 年 11 月 19 日修正  
平成 23 年 3 月 22 日修正  
平成 25 年 3 月 28 日修正  
平成 26 年 10 月 27 日修正  
平成 28 年 3 月 22 日修正  
平成 30 年 3 月 22 日修正  
令和 2 年 3 月 23 日修正  
令和 5 年 3 月 1 日修正

令和 5 年修正

中能登町防災会議



# 中能登町地域防災計画      = 資 料 編 =

## 目 次

<b>1 防災に係る条例・規則等</b> .....	<b>1</b>
(1) 中能登町防災会議条例.....	1
(2) 中能登町災害対策本部条例.....	3
(3) 中能登町災害対策本部運営要領.....	4
(4) 中能登町防災行政無線局条例.....	9
(5) 中能登町防災行政無線局管理運用規則.....	11
(6) 中能登町防災行政無線局運用細則.....	18
(7) 中能登町災害弔慰金の支給等に関する条例.....	22
(8) 中能登町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則.....	26
(9) 被害状況調査及び報告様式.....	30
<b>2 災害相互応援協定の締結</b> .....	<b>39</b>
(1) 中能登町災害協定の締結状況.....	39
<b>3 防災上注意すべき自然的条件及び社会的条件</b> .....	<b>41</b>
(1) 河川の水防注意箇所.....	41
(2) 土砂災害警戒区域.....	43
(3) 土砂災害（特別）警戒区域内の要配慮者利用施設.....	49
(4) 土砂災害（特別）警戒区域内の教育施設.....	50
(5) 土砂災害警戒情報における避難情報発令地区一覧.....	51
(6) 農地地すべり危険箇所.....	53
(7) 山腹崩壊危険区域（民有林）.....	53
(8) 崩壊土砂流出危険地区（民有林）.....	55
(9) 雪崩危険箇所.....	58
(10) 防災対策の必要性が高いため池.....	59
(11) 道路注意箇所（異常気象時における道路通行規制箇所）.....	60
<b>4 防災上必要な施設及び設備等</b> .....	<b>61</b>
(1) 各種観測施設.....	61
(2) 水防倉庫及び資材備蓄.....	62
(3) 水道の現況（供給区域及び能力等）と指定業者.....	64
(4) ヘリポート適地.....	69
(5) 指定避難所及び指定緊急避難場所.....	72

(6) 輸送用車輛等の保有状況（保有車輛 10 台以上） .....	73
(7) 通信施設 .....	74
(8) 非常食の備蓄 .....	74
<b>5 要配慮者関連施設 .....</b>	<b>75</b>
(1) 要配慮者関連施設一覧 .....	75
<b>6 消防に関する資料 .....</b>	<b>76</b>
(1) 消防本部、署の組織等 .....	76
(2) 消防団の組織、人員及び装置 .....	77
(3) 防火水槽 .....	80
<b>7 指定文化財 .....</b>	<b>84</b>
(1) 中能登町指定文化財（建造物のみ） .....	84
<b>8 防災組織及び配置図等 .....</b>	<b>85</b>
(1) 防災関係連絡機関一覧表 .....	85
(2) 災害対策本部組織図 .....	88
(3) 災害対策本部配置図 .....	89
(4) 災害時における町職員のとるべき行動 .....	91
(5) 中能登町非常時情報伝達体制 .....	92
(6) 中能登町職員非常時連絡体制 .....	93

# 1 防災に係る条例・規則等

## (1) 中能登町防災会議条例

平成 17 年 3 月 1 日

条例 第 1 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、中能登町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 中能登町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総括する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (2) 石川県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
  - (3) 石川県警察の警察官のうちから町長が任命する者
  - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防長及び消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 委員の定数は、25 人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、石川県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験を有する者のうちから、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年3月1日から施行する。

附 則（平成24年9月14日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

－ 参 考 －

### 中能登町防災会議委員名簿

区 分		職 名	住 所	電話番号
会 長	1	中能登町長	中能登町末坂	0767-74-1234
第1号委員	2	金沢地方気象台台長	金沢市西念	076-260-1462
第2号委員	3	県中能登総合事務所企画振興課長	七尾市小島町	0767-52-6113
第3号委員	4	七尾警察署警備課長	七尾市藤橋町	0767-53-0110
	5	鳥屋駐在所長（代表）	中能登町末坂	0767-74-0029
第4号委員	6	中能登町副町長	中能登町末坂	0767-74-1234
	7	中能登町参事（総務庁舎）	中能登町末坂	0767-74-1234
	8	中能登町防災関係課（女性職員）	中能登町末坂	0767-74-1234
第5号委員	9	中能登町教育長	中能登町井田	0767-76-2808
第6号委員	10	中能登消防署長	中能登町東馬場	0767-76-0119
	11	中能登町消防団長	—	—
第7号委員	12	西日本旅客鉄道(株)七尾鉄道部長	七尾市御祓町	0767-52-0371
	13	北陸電力(株)七尾支店長	七尾市三島町	0767-53-0204
	14	J A能登わかば鹿島支店長（ブロック長）	中能登町二宮	0767-76-1026
	15	鹿西郵便局長（部会長）	中能登町能登部下	0767-72-2042
第8号委員	16	自主防災組織構成員（女性）	—	—

## (2) 中能登町災害対策本部条例

平成 17 年 3 月 1 日

条例第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、中能登町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 14 日条例第 18 号）

この条例は、公布の日から施行する。

### (3) 中能登町災害対策本部運営要領

(目的)

第1条 この要領は、中能登町災害対策本部条例（平成17年中能登町条例第13号）に基づき中能登町災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関し必要な事項を定め、災害対策の円滑かつ適切な実施を図るものとする。

(組織及び事務分掌)

第2条 本部長は、町長をもって充てる。

2 本部は、本部長の統括の下に副本部長に副町長（副町長に事故あるとき又は欠けたときは収入役、総務課長の順で）をもって充て、部及び班を置きそれぞれの課長及びその係をその長に充てる。

3 前項の組織及び事務分掌は別表第1のとおりとする。

(本部の開設及び閉鎖)

第3条 本部は災害が発生したとき、又は災害が発生する恐れがある場合において、本部長が必要と認めたとき活動を開始する。

(本部開設前の措置)

第4条 総務部長は、予警報又は情報等により災害が発生する恐れがあると予想されるときは、本部開設前に次の事項について措置するものとする。

(1) 予警報、情報の収集及び連絡調整

(2) 人員配備の指示

(3) 関係部との連絡調整

2 休日又は勤務時間外において警報、又は異常な情報を受理した当直員は直ちに総務部長に通報して指示を受け、関係部長に通報しなければならない。

(目配備体制の基準、編成計画等)

第5条 本部は、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な配備計画を整える。

2 配備の種別、内容等の基準については、別表第2のとおりとする。

3 各部長は、前項の基準に基づき配備計画をたて、これを部員に徹底しなければならない。

(第1配備下の体制)

第6条 第1配備下の体制は、概ね次のとおりとする。

(1) 総務部長は、県及び関係機関との連絡をとって、気象その他の災害に関する情報を収集し、本部長に報告するとともに関係部に連絡しなければならない。

(2) 本部長は、必要に応じ関係部長を召集し情報を聴取して当該情勢に対応する措置を検討する。

(3) 配備につく職員は、所属する部の所在する場所に待機し、必要な措置をとるものとする。

(第2配備下の体制)

第7条 第2配備下における体制は概ね次のとおりとする。

(1) 本部の機能を円滑ならしめるため、本部室を開設する。

- (2) 各部長は、所掌業務にかかる情報の収集及び連絡体制を強化する。
- (3) 各部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。
- ア 災害の概況について職員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。
  - イ 装備、物資、機材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被害予想地へ予め配備する。
  - ウ 災害対策に関係ある協力機関及び住民との連絡を密にし、強力体制を強化する。

(第3配備下の体制)

第8条 第3配備が指令された場合、各部長は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時副本部長を通じ本部長に報告するとともに総務部長に連絡する。

(第3配備下の体制)

第9条 各部における非常配備体制の開始及び解除は、本部長が指令するものとする。

(非常配備の開始及び解除)

第10条 災害が発生したときは、各部長は直ちに「中能登町被害状況調査及び報告要領」に基づき被害状況を調査し、関係者に報告しなければならない。

2 総務部長は、各部長並びに関係機関よりの被害状況をとりまとめ、本部長に報告するとともに速やかに石川県中能登総合事務所を通じ石川県本部へ報告するものとする。

3 県に対する報告は、「石川県災害報告取扱要領」により行うものとする。

(災害情報の取扱)

第11条 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、総務部長は直ちに本部長に報告するとともに、その状況及び応急対策の概況を逐次石川県中能登総合事務所へ報告するものとする。

2 総務部長は災害に関する予、警報、その他災害に関する情報を収受したときは、必要事項については直ちに住民その他関係ある公私の団体に伝達するとともに、予想される災害の事態並びにこれに対処してとるべき措置等について周知しなければならない。

(別表第1)

各部の組織並びに事務分掌

1	総務部（部長・総務課長、副部長・企画課長、情報推進課長、議会事務局長、総務課担当課長）
	<p>ア 各部の総合連絡並びに関係機関等の連絡に関する事。</p> <p>イ 要請及び陳情に関する事。</p> <p>ウ 動員及び非常招集に関する事。</p> <p>エ 県本部との連絡に関する事。</p> <p>オ 人員及び資機材の輸送に関する事。</p> <p>カ 一般被害の状況調査及び確認。</p> <p>キ 通信の確保に関する事。</p> <p>ク り災者の調査、把握に関する事。</p> <p>ケ 被害報告及び情報の収集に関する事。</p> <p>コ 広報に関する事。</p> <p>サ 商工業の被害並びに金融等の調査に関する事。</p> <p>シ 災害時における労働力の確保に関する事。</p>
2	会計部（部長・税務課長、副部長・会計管理者）
	<p>ア 災害に関する予算経理に関する事。</p> <p>イ 義援金品に関する事。</p> <p>ウ 救助物資の供給に関する事。</p> <p>エ 災害に伴う町税の減免措置に関する事。</p> <p>オ 補助、金融に関する事。</p>
3	経済部（部長・農林課長、副部長・土木建設課長、生活環境課長）
	<p>ア 農林業関係被害の調査並びに応急対策に関する事。</p> <p>イ 危険区域、災害予防の調査に関する事。</p> <p>ウ 障害物の除去に関する事。</p> <p>エ 土木災害の拡大防止及び道路、交通の確保に関する事。</p> <p>オ 土木応急復旧用資材の確保に関する事。</p> <p>カ 土木被害調査に関する事。</p> <p>キ 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に関する事。</p> <p>ク 飲料水の確保、供給に関する事。</p> <p>ケ 上水道施設の被害調査に関する事。</p> <p>コ 上水道施設の復旧に関する事。</p> <p>サ 下水道施設の被害調査並びに応急対策に関する事。</p> <p>シ 下水道施設の復旧に関する事。</p> <p>ス し尿処理の応急対策に関する事。</p>

<p>4 厚生部（部長・長寿福祉課長、副部長・健康保険課長、健康保険担当課長、住民窓口課担当課長）</p>
<p>ア リ災者の救助に関すること。          イ 避難者及び避難所の設置に関すること。          ウ 炊出し、その他食品の給与に関すること。          エ 被災者に対する食料及び生活必需品等の確保、供給に関すること。          オ 行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬に関すること。          カ 児童福祉及び社会福祉施設の保全復旧措置に関すること。          キ 災害地における防疫並びに清掃に関すること。          ク 医療救護活動及び救護所の開設に関すること。          ケ 救急医薬品及び衛生、防疫資材の調達配分に関すること。          コ 災害地における生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理に関すること。          サ ボランティア活動に関すること。          シ 災害弔慰金に関すること。</p>
<p>5 教育部（部長・教育長、副部長・学校教育課長、生涯学習課長、学校教育課担当課長）</p>
<p>ア 町立学校施設並びに社会教育施設の保全復旧措置に関すること。          イ リ災児童、生徒の救護に関すること。          ウ 保健衛生並びに学校給食保全に関すること。          エ 学用品教科書等の調達配分に関すること。          オ 文化財の被害調査及び応急対策並びに復旧措置に関すること。</p>

(別表第2)

配備の種別及び内容

1 災害対策本部設置前の配備

種別	配備内容	配備時期	動員対象職員
注意配備体制	情報連絡活動が円滑に行い得る体制とする。	次の注意報の1以上が能登地方（能登南部）に発表されたとき、又は町に震度3の地震が観測されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 風雪注意報 (3) 強風注意報 (4) 大雪注意報 (5) 洪水注意報	・消防防災担当職員（総務課） ・各課の配備計画による職員
警戒配備体制	上記の設置を強化し災害対策本部の設置の場合に備える体制とする。	次の警報の1以上が能登地方（能登南部）に発表されたとき、又は町に震度4又は5弱の地震が観測されたとき。 (1) 特別警報 (2) 大雨警報 (3) 暴風警報 (4) 大雪警報 (5) 暴風雪警報 (6) 洪水警報	・消防防災担当職員（総務課） ・各課の配備計画による職員

2 災害対策本部設置体制

種別	配備内容	配備時期	動員対象職員
第一配備体制	主として連絡にあたる体制	町に震度5強以上の地震が発生したとき、又は町に相当規模の災害の発生が予想され、災害対策本部を設置して、その対策を要すると町長が認めたとき。	・全職員 ただし、災害対策本部長が、災害の発生（予測を含む。）規模等から判断して、
第二配備体制	災害の発生とともに直ちに非常活動を開始できる体制	町に災害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置して、その対策を要すると町長が認めたとき。	災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。
第三配備体制	災害応急対策ができる体制	町に災害救助法による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置して、その対策を要すると町長が認めたとき。	

## (4) 中能登町防災行政無線局条例

平成 17 年 3 月 1 日

条 例 第 14 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条第 1 項及び電波法（昭和 25 年法律第 131 号。以下「法」という。）の規定に基づき、町に防災行政無線局を設置する。

(目的)

第 2 条 中能登町防災行政無線局（以下「無線局」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）等の諸法令に基づく中能登町地域防災計画上の防災、応急救助及び災害復旧に関する業務を遂行するため利用することを主たる目的とする。

2 前項で定めるもののほか、平常時には、災害等非常緊急時の円滑な運用ができるよう訓練を兼ね、日常の行政連絡事務に利用することができるものとする。

(定義)

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるもののほか、法第 2 条に定めるところによる。

- (1) 無線局 町無線局同報系・移動系設備を共用する二重免許資格で運用する無線局をいう。
- (2) 無線設備 電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。
- (3) 無線従事者 無線設備の操作又はその監督を行う者であって総務大臣の免許を受けたものをいう。
- (4) 親局 同報系の通報を行う無線局。特定の 2 つ以上の受信設備に対し、同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (5) 補助局 同報系の通報を行う無線局。親局と同等の機能を持ち、特定の 2 つ以上の受信設備に対し、同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (6) 屋外拡声子局 親局の通信の相手方なる無線設備であって屋外に設置することで広範囲に情報を伝達する機能及び自局動作確認機能を持つ送受信設備をいう。
- (7) 指令局 陸上移動局を統括する無線局をいう。
- (8) 陸上移動局 陸上を移動中または特定しない地点に停車中、運用する無線局をいう。
- (9) 通報 音声によって行う一方的な通信をいう。

(通信の範囲)

第 4 条 無線通信の範囲は、町内全域とする。

(設置場所)

第5条 無線設備は、町内の次に掲げる場所に設置する。

- (1) 親局は、役場総務庁舎内の無線室
- (2) 補助局は、鹿島庁舎、鹿西庁舎、七尾鹿島消防本部内に設置
- (3) 屋外拡声子局は、町長が必要と認める場所
- (4) 指令局は、役場内の無線室
- (5) 陸上移動局は、町長が必要と認める場所

(無線設備の操作)

第6条 法第39条の定めるところにより無線設備の操作を行うものとする。

(通信事項)

第7条 無線局は、第2条の目的を達成するため、次の事項を行う。

- (1) 町の防災、応急救助、災害復旧などの緊急を要する事項
- (2) 全国瞬時警報システムによる緊急を要する事項
- (3) 町の広報事項
- (4) 国、県その他公共機関からの周知事項
- (5) 前4号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(無線局の運用)

第8条 無線局は、法第52条から第61条までの規定によって運用しなければならない。

(無線設備の管理)

第9条 町長は、管理責任者を任命し、無線設備の機能が十分に発揮できるよう管理を行うものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、無線局の管理運用に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の鳥屋町防災行政無線局の設置及び管理に関する条例（平成5年鳥屋町条例第14号）、鹿島町防災行政無線局の設置及び管理に関する条例（平成8年鹿島町条例第8号）又は鹿西町防災行政無線局の設置及び管理に関する条例（平成7年鹿西町条例第20号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成26年3月20日条例第2号）

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

## (5) 中能登町防災行政無線局管理運用規則

平成 17 年 3 月 1 日

規則第 13 号

改正 平成 26 年 3 月 19 日規則第 12 号

平成 29 年 2 月 28 日規則第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、中能登町防災行政無線局条例（平成 17 年中能登町条例第 14 号。以下「条例」という。）第 12 条の規定に基づき、中能登町防災行政無線局（以下「無線局」という。）の管理運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(屋外拡声子局の設置場所)

第 2 条 屋外拡声子局等の設置場所は、別表のとおりとする。

(総括管理者)

第 3 条 無線系に総括管理者を置く。

(1) 総括管理者は、無線系の運用及び管理の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

(2) 総括管理者は、町長の職にある者をもって充てる。

(管理責任者)

第 4 条 無線系に管理責任者を置く。

(1) 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線系の運用及び管理の業務を行うとともに、無線従事者を指揮監督する。

(2) 管理責任者は、総務課長の職にある者をもって充てる。

(無線従事者の配置、養成等)

第 5 条 管理責任者は、無線局に無線従事者を配置する。

(1) 管理責任者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

(2) 管理責任者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年 4 月 1 日をもって無線従事者名簿（様式第 1 号）を作成するものとする。

(無線従事者の任務)

第 6 条 無線従事者は、無線局の無線設備の操作を行う。

(通信取扱者)

第 7 条 通信取扱者は、無線従事者の管理の下で、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）等関係法令（以下「法令」という。）を厳守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる一般職員とする。

(備付け書類等の管理)

第 8 条 管理責任者及び無線従事者は、法令に基づく業務書類を管理保管する。

(1) 管理責任者は、電波法令集を閲覧できるものとする。

(2) 管理責任者は、無線従事者選(解)任届(様式第2号)及び無線業務日誌抄の写しを整理し、保管しておくものとする。

(無線局の運用)

第9条 無線局の運用については、中能登町防災行政無線局運用細則(平成17年中能登町訓令第7号。以下「運用細則」という。)によるものとする。

(無線設備の保守点検)

第10条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、定例的に保守点検を行う。

2 保守点検の責任者は、管理責任者とする。

3 点検の結果、異常を発見したときは、直ちに管理責任者に報告するものとする。

4 管理責任者は、前項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく復旧に必要な措置をとるとともに、その結果について無線従事者に通知し、処理経過を記録するものとする。

5 無線局の各機器内部の故障修理若しくは改修工事及び電氣的試験を伴う保守点検その他無線従事者の技術又は操作範囲を超える保守業務は、専門業者に委託するものとする。

(通信訓練)

第11条 総括管理者は、災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次により定期的な通信訓練を行うものとする。

(1) 防災訓練に併せた通信訓練 毎年1回

(2) 定期通信訓練 毎四半期ごとに1回

2 前項の訓練は、地域住民等への警報、通報等の伝達訓練を重点として行うものとする。

(研修)

第12条 管理責任者は、毎年1回以上通信取扱者等に対して、法令及び運用細則並びに無線機の取扱要領等の研修を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の鳥屋町防災行政無線局管理運用規則(平成5年鳥屋町規則第8号)又は鹿西町防災行政無線局管理運用規則(平成7年鹿西町規則第12号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成26年3月19日規則第12号)

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年2月28日規則第10号)

この規則は、平成29年2月28日から施行する。

## 別表（第2条関係）

## 屋外拡声子局等設置場所

No.	名 称	住 所	消防 吹鳴	放送連携	
					施設名
1	瀬戸 1	中能登町瀬戸ハ 150-1 地先			
2	瀬戸 2	中能登町瀬戸ツ 53 地先			
3	瀬戸 3	中能登町瀬戸 36-1 地先	○		
4	花見月 1	中能登町花見月正 35 地先			
5	花見月 2	中能登町花見月ツ 58 地先	○		
6	川田	中能登町川田ハ 45-1 地内			
7	廿九日	中能登町廿九日ト 24 地先			
8	大槻	中能登町大槻井 35 地先			
9	春木 1	中能登町春木 3-18-1 地内		○	たんぼぼ保育園
10	春木 2	中能登町春木 19-59 地先			
11	春木 3	中能登町春木ウ 31 地先	○		
12	新庄	中能登町新庄 14-3-1 地内	○		
13	羽坂	中能登町羽坂 8-82 地先	○		
14	末坂 1	中能登町末坂 9-43 地先	○		
15	末坂 2	中能登町末坂 17-16 地内			
16	黒氏	中能登町黒氏ヌ 26 地先			
17	良川 1	中能登町良川た 3 地内		○	こすもす保育園
18	良川 2	中能登町良川り 33-1 地先			
19	良川 3	中能登町良川 51-1-2 地先	○		
20	在江	中能登町在江る 7 地内			
21	久乃木	中能登町久乃木 128 地先	○		
22	武部	中能登町武部よ 10 地内			
23	二宮あおば台	中能登町二宮あおば台 66-2 地内	○		
24	二宮 1	中能登町二宮夕 166 地内			
25	二宮 2	中能登町二宮ハ 121 地先	○		
26	徳前 1	中能登町徳前ゐ 44-3 地先			
27	徳前 2	中能登町徳前ヒ 1 甲 2 地先			
28	徳前 3	中能登町徳前ケ 1-104 地先			
29	芹川	中能登町芹川ぬ 39 地先	○		

No.	名 称	住 所	消防 吹鳴	放送連携	
					施設名
30	井田 1	中能登町井田 4-1-1 地内			鹿島庁舎
31	井田 2	中能登町井田ほ 25 地内			
32	井田 3	中能登町井田ぬ 10 地内		○	道の駅
33	井田 4	中能登町井田 53-1-1 地内	○		
34	井田 5	中能登町井田く 51-2 地先			
35	東馬場 1	中能登町東馬場か 16-1 地先			中能登消防署
36	東馬場 2	中能登町東馬場ほ 18-1 地内	○		
37	水白 1	中能登町水白ニ 80 地内			
38	水白 2	中能登町水白ク 161 地内			
39	久江 1	中能登町久江ヲ 18 地先	○		
40	久江 2	中能登町久江ハ 93 地先	○		
41	小田中	中能登町小田中ム 103 地先	○		
42	高島 1	中能登町高島井 3 地内			
43	高島 2	中能登町福田フ 111-1 地内	○		
44	曾祢	中能登町曾祢ウ 2 地先	○		
45	小金森	中能登町小金森ホ 68-1 地先	○		
46	石動山	中能登町石動山ラ部 1 番地 2 地内			
47	上後山	中能登町上後山カ 34 地先	○		
48	下後山	中能登町下後山た 28 地先			
49	西馬場 1	中能登町西馬場り 60 地先			
50	西馬場 2	中能登町西馬場エ 56 地先			
51	西馬場 3	中能登町西馬場レ 46-2 地先	○		
52	能登部上 1	中能登町能登部上へ 119-4 地内	○		
53	能登部上 2	中能登町能登部上 56 地先	○		
54	能登部下 1	中能登町能登部下 93-1 地内	○		
55	能登部下 2	中能登町能登部下 76-112 地内			
56	金丸 1	中能登町金丸 143 地内	○		
57	金丸 2	中能登町金丸 576 地先			
58	金丸 3	中能登町金丸 997 地先	○		
59	金丸 4	中能登町金丸 2229-1 地先			
60	鳥屋小学校	中能登町末坂ナ部 7 番地 地内		○	

No.	名 称	住 所	消防 吹鳴	放送連携	
					施設名
61	あおば保育園	中能登町二宮カ部 58 番地 地内		○	
62	中能登中学校	中能登町良川け部 1 番地 1 地内		○	
63	鹿島小学校	中能登町芹川チ部 95 番地 地内		○	
64	つくし保育園	中能登町水白 19 部 1 番地 1 地内		○	
65	鹿西高等学校	中能登町能登部上ヲ-1 地内		○	
66	鹿西小学校	中能登町能登部下 110 部 20 番地 地内		○	
67	さくら保育園	中能登町能登部下 47 部 1 番地 1 地内		○	
	計		26	11	

様式第1号 (第5条関係)

無線従事者名簿

年 月 日現在

所 属	氏 名	資 格	免許証番号 資格取得 年 月 日	選任年月日	備 考
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	

様式第2号（第8条関係）

無線従事者選（解）任届

※整理番号	
-------	--

年 月 日

総合通信局長様

届出者 郵便番号  
住 所  
氏 名 印

第39条  
無線従事者を選（解）任したので、電波法 第51条 の規定により届けます。

無線局の種別等

種 別	
名 称	
免許番号	
設置場所	

年 月 日現在

ふりがな 氏 名	資 格	免許証の番号	選任年月日	業 務 経 歴

## (6) 中能登町防災行政無線局運用細則

平成 17 年 3 月 1 日  
訓 令 第 7 号

(目的)

第 1 条 この訓令は、中能登町防災行政無線局管理運用規則（平成 17 年中能登町規則第 13 号）に基づき、中能登町防災行政無線局の円滑な運用を行うことを目的とする。

(放送の種類)

第 2 条 放送の種類は、緊急放送及び一般放送とする。

(放送事項)

第 3 条 放送事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 風雨、強風、大雨、大雪、洪水、雪崩、火災等、非常事態に関する事。
- (2) 火山爆発又は地震の危機が予知される場合にあっては、それに関し発表された情報
- (3) 住民の生命にかかわる等緊急かつ重要な事項
- (4) 本町の広報に関する事項
- (5) 県及び公共機関からの依頼による広報に関する事項
- (6) 全国瞬時警報システムによる緊急を要する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めた事項

(放送時間)

第 4 条 放送時間は、次のとおりとする。

- (1) 一般放送 午前 6 時から午後 9 時までの間
  - (2) 緊急放送 災害その他緊急を要する事態が発生し、又は発生が予測されるとき
- 2 放送は、緊急放送を除き、3 分以内に終了するように努めなければならない。

(放送の申込み)

第 5 条 放送する場合の手続は、次に定めるところによる。

- (1) 放送を依頼しようとする者は、放送予定日の 3 日前までに、防災行政無線放送依頼書（様式第 1 号）を管理責任者（総務課長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。
- (2) 県及び公共機関等が放送を依頼しようとするときは、放送予定日の 3 日前までに防災行政無線放送依頼書（県及び公共機関用）（様式第 2 号）を管理責任者に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合の放送については、この限りでない。

2 管理責任者は、前項の依頼を受けたときは、速やかに放送の可否を決定しなければならない。なお、第 3 条に照らし疑義のあるものについては、総括管理者（町長をいう。）と協議するものとする。

3 管理責任者が放送をしないことを決定したときは、その理由を明示し、申込者に通知しなければならない。

(放送の制限)

第 6 条 管理責任者が災害の発生その他特に理由があると認めた場合は、放送を制限することができる。

(放送の記録)

第 7 条 無線従事者は、放送を行ったときは、無線業務日誌に必要事項を記載しなければならない。

(放送の方法)

第8条放送の方法は、次に掲げるとおりとし、放送の受信対象者及び放送主体を明らかにした上で、放送事項を簡潔かつ明瞭にしなければならない。

- (1) 緊急一斉放送 本町を対象にすべての屋外拡声子局及び音声告知端末を一斉に呼び出し、最大出力で放送することをいう。
- (2) 一斉放送 本町を対象にすべての屋外拡声子局及び音声告知端末を一斉に呼び出し、放送することをいう。
- (3) 地区別一斉放送 各地区別に拡声子局及び戸別受信機を呼び出し、当該子局を対象とする住民に放送することをいう。
- (4) 個別放送 特定の地域の住民を対象に1箇所の屋外拡声子局を呼び出し、放送することをいう。
- (5) グループ別放送 対象グループ別に放送することをいう。

附 則

この訓令は、平成17年3月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月19日規則第13号)

(施行期日)

この訓令は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

防災行政無線放送依頼書

総務課	管理者		合議		無従線		取扱通信	
依頼年月日					課長		補佐	担当者
件名								
放送時間		朝 夜 臨時（ 時 分）						
放送期間		年 月 日 ～ 年 月 日						
放送区分		1 町内一斉 2 地区 3 その他（ ）						
放送文								
-----								
-----								
-----								
-----								
-----								
-----								
-----								
-----								
-----								
-----								
1 放送日の3日前までに提出してください。					※処理	通 信 番 号		
2 放送文は、簡潔に表現してください。						担 当 者		
3 ※印の欄は、記入しないでください。								

様式第2号（第5条関係）

防災行政無線放送依頼書（県及び公共機関用）

総務課	管理者		合議		無従線者		通取扱者	
依頼年月日					依頼所属長	Ⓔ		
					連絡先	電話番号 —		
件名								
放送時間		朝 夜 臨時（時 分）						
放送期間		年 月 日 ~ 年 月 日						
放送区分		1 町内一斉 2 地区 3 その他（ ）						
放送文								
1 放送日の3日前までに提出してください。 2 放送文は、簡潔に表現してください。 3 ※印の欄は、記入しないでください。					※処理	通 信 号		
						担 当 者		

## (7) 中能登町災害弔慰金の支給等に関する条例

平成 17 年 3 月 1 日  
条例第 99 号

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「政令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

### 第 2 章 災害弔慰金の支給

#### (災害弔慰金の支給)

第 3 条 町は、町民が政令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

#### (災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫、又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定により難いときは、前

2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前各項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には、支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 政令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったこと、その他の特別の事情があるため、町長が支給を不適當と認めた場合

(支給の手續)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治った場合（その症状が固定したときを含む。）において法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該町民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

### 第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、政令第3条に掲げる災害により法第10条第1項に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円
- イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
- ウ 住居が半壊した場合 270万円
- エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

- ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
- イ 住居が半壊した場合 170万円
- ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円
- エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（政令第7条第2項括弧書の場合は5年）とする。

(利率及び保証人)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連携して債務を負担するものとし、その保証債務は、政令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条第1項及び第16条並びに政令第8条、第9条及び第12条までの規定によるものとする。

## 第5章 補則

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年鳥屋町条例第30号）、鹿島町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年

鹿島町条例第 16 号) 又は鹿西町災害弔慰金の支給等に関する条例 (昭和 59 年鹿西町条例第 7 号) の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成 27 年 12 月 18 日条例第 53 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年 6 月 19 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の中能登町災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和元年 12 月 18 日条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行する。

## (8) 中能登町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成 17 年 3 月 1 日

規則 第 40 号

### 第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、中能登町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 17 年中能登町条例第 99 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第 2 章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第 2 条 町長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項  
(必要書類の提出)

第 3 条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

### 第 3 章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第 4 条 町長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項  
(必要書類の提出)

第 5 条 町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 町長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第 1 号）を提出させるものとする。

## 第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第2号。以下「借入申込書」という。）を、町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（様式第3号。以下「貸付決定通知書」という。）を借入申込者に交付するものとする。

2 町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式第4号）を、借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した災害援護資金借用書（様式第5号。以下「借用書」という。）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 町長は、借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられる印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第6号）を町長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第7号)を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払を免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を、当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第13号)を、町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第14号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第15号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに、町長に氏名等変更届(様式第16号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第5章 補則

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 17 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する規則（昭和 52 年鳥屋町規則第 3 号）、鹿島町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和 50 年鹿島町規則第 3 号）又は鹿西町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和 59 年鹿西町規則第 1 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(令和元年 12 月 18 日規則第 11 号)

この規則は、公布の日から施行する。

※各様式については略。

## (9) 被害状況調査及び報告様式

ア. 人的被害（死者・行方不明・負傷者）

（ 月 日 時 分報告）

市町名	発生日時	発生場所	原因	被害の種類	負傷の程度	被害者					備考 (措置)
						住所	氏名	性別	年齢	職業	

イ. 住家被害（全壊・全焼・半壊・半焼・一部破損・床上浸水・床下浸水）

市町名	発生日時	発生場所	原因	棟数	被害の種類	対策又は状況	世帯主				世帯人員	被害額 (千円)	備考
							住所	氏名	年齢	職業			

ウ. 非住家（公共建物・その他）

市町名	発生日時	発生場所	所有者名 施設名又は	種類	原因	棟数	被害の程度	対策又は状況	被害額 (千円)	備考

エ. 田（水稻）・畑

( 月 日 時 分報告)

市町名	地区	種別	流失	埋没	冠水	浸水	倒伏	その他	作物 被害額 (千円)	備考
			(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)			

オ. 文教施設・病院・社会福祉施設・清掃施設

市町名	発生日時	場所	施設名	原因	被害の程度	対策又は状況	被害額 (千円)	公立私立別	備考

カ. 道路・橋りょう

市町名	路線名及び 橋りょう名	場所	種別	被害の内容	発生日時	被害額 (千円)	通行止等の規制	迂回路		復旧見込	備考
								有無	路線名		

キ. 河川・砂防

( 月 日 時 分報告)

市町名	河川名等	位置	種別	被害の内容	発生日時	被害額 (千円)	復旧見込	備考

ク. 水道

市町名	断水地域	発生日時	断水戸数	原因	被害の程度	応急対策	復旧見込	備考

ケ. 下水道

市町名	下水道事業名	被害位置	種別	被害の内容	不能戸数、人口 下水道処理	被害額 (千円)	応急対策	復旧見込時期	備考

コ. 崖くずれ・地すべり・土石流

( 月 日 時 分報告)

市町名	発生日時	発生場所	規模	被害の内容	対策	種類	被害額 (千円)	備考

サ. 鉄道

市町名	発生日時	路線名	区間	場所	被害状況	規制等	復旧見込	備考

ス. 電話

市町名	発生日時	又は地域 不通区間	不通戸数	原因	被害状況	不通回線路	復旧見込	備考

セ. 電気・ガス

( 月 日 時 分報告)

市町名	発生日時	原因	停電又は 供給不能地域	戸数	被害の程度	復旧見込	対策	備考

ソ. ブロック塀等

市町名	発生日時	発生場所	氏名 所有者・管理者	箇所数	被害の程度	被害額 (千円)	備考

タ. 火災

市町名	発生日時	発生場所	施設名	氏名 所有者・管理者	種別	火災の件数	被害額 (千円)	備考

チ. 避難指示

( 月 日 時 分報告)

市町名	指示日時	避難場所		世帯主				世帯人員	避難の理由	備考
		場所	場所・施設名	住所	氏名	年齢	職業			

ツ. その他（農林水産施設等）

市町名	地区	農地		○	○	○	○	備考
		面積	被害額	面積又は箇所	被害額			

## 災害（事故）緊急報告書（第 報）

		報告日時		年	月	日
				午前・午後	時	分
報告事項		報告者	所 属			
			職・氏名			
			T E L			
発生日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分頃					
発生場所						
災害（事故）概要・対応状況等						
			受信者	県危機対策課：		

報告先：県危機対策課

TEL 076-225-1482

FAX 076-225-1484

(別表)

# 被害状況報告

## 被害中間・確定報告

市 町				区 分		被 害		
報告番号	災害名 第 号		田	流失・埋没	ha			
				冠 水	ha			
報告者名	( 月 日 時現在)		畑	流失・埋没	ha			
				冠 水	ha			
報告者名				学 校		箇所		
区 分		被 害		病 院		箇所		
人的被害	死 者		人	道 路		箇所		
	うち災害関連死		人	橋 り よ う		箇所		
	行方不明者		人	河 川		箇所		
	負傷者	重 傷		人	港 湾		箇所	
		軽 傷		人	砂 防		箇所	
住家被害	全 壊		棟	そ の 他		清 掃 施 設		箇所
			世帯			崖 く ず れ		箇所
			人			鉄 道 不 通		箇所
	半 壊		棟			被 害 船 舶		隻
			世帯			水 道		戸
			人			電 話		回線
	一 部 破 損		棟			電 気		戸
			世帯			ガ ス		戸
			人			ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所
	床 上 浸 水		棟					
			世帯					
			人					
	床 下 浸 水		棟			り 災 世 帯 数		世帯
			世帯			り 災 者 数		人
			人					
非住家	公 共 建 物		棟	火 災 発 生	建 物		件	
	そ の 他		棟		危 険 物		件	
			棟		そ の 他		件	

		受信時刻	時 分	受信者名		
区 分		被 害	町 災 害 対 策 本 部	名 称		
公 立 文 教 施 設	千円					
農 林 水 産 施 設	千円		災 害 救 助 法 適 用 市 町 名	設 置	月 日 時	
公 共 土 木 施 設	千円			解 散	月 日 時	
そ の 他 の 公 共 施 設	千円			計 団 体		
小 計	千円					
公共施設被害市町村数	団体					
そ の 他	農 業 被 害	千円				
	林 業 被 害	千円				
	畜 産 被 害	千円				
	水 産 被 害	千円				
	商 工 被 害	千円				
	そ の 他	千円				
被 害 総 額		千円	119 番通報件数			
災害の概況						
応急対策の状況	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)				
	自衛隊の災害派遣		その他			

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119 番通報の件数は、10 件単位で、例えば約 10 件、30 件、50 件（50 件を超える場合は多数）と記入すること。

## 2 災害相互応援協定の締結

### (1) 中能登町災害協定の締結状況

No.	協定名	締結先	締結日
1	近隣市町村防災協力体制協定	七尾市・氷見市	昭和54年7月17日
2	災害時における応急対策工事に関する協定	七尾鹿島建設業協会	平成18年7月10日
3	災害時における中能登町と能登わかば農業協同組合との協力に関する協定	能登わかば農業協同組合	平成18年7月14日
4	災害時の医療救護に関する協定	(社)七尾市医師会・公立能登総合病院	平成18年8月21日
5	災害時における飲料水の供給に関する協定	北陸コカ・コーラボトリング(株)	平成20年3月24日
6	災害時における応急対策活動に関する協力協定	石川県電気工事工業組合	平成20年10月15日
7	災害時における応急対策活動に関する協力協定	北陸電気保安協会	平成21年8月3日
8	災害時の情報交換に関する協定	北陸地方整備局	平成23年3月1日
9	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(社)中能登町社会福祉協議会	平成23年8月1日
10	災害時における救援物資の供給・確保に関する協力協定	(株)平和堂	平成23年9月5日
11	災害時における緊急用燃料の供給・確保に関する協定	(社)石川県エルピーガス協会七尾支部	平成23年9月16日
12	災害時相互応援協定	三重県紀宝町	平成24年11月9日
13	地震等大規模災害時における障害物除去等の協力に関する協定	ナガト産業(株)	平成25年2月8日
14	災害時における支援協力に関する協定	生活協同組合コープいしかわ	平成25年8月28日
15	災害時相互応援協定	津幡町	平成25年11月16日
16	消防相互応援協定書	七尾市、氷見市、中能登町	平成25年11月29日
17	災害時における救援物資提供に関する協定	(株)コーシン	平成26年1月8日
18	消防相互応援協定書	七尾市、羽咋市、中能登町、志賀町、羽咋郡市広域圏事務組合	平成26年2月10日

No.	協定名	締結先	締結日
19	石川県消防防災ヘリコプター応援協定	石川県、金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町、羽咋郡市広域圏事務組合、白山野々市広域事務組合、奥能登広域圏事務組合	平成 26 年 4 月 1 日
20	災害時相互応援協定	富山県上市町	平成 26 年 7 月 28 日
21	災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定	(株)ヨシカワ	平成 27 年 8 月 11 日
22	災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定	千代田機電(株)	平成 27 年 9 月 10 日
23	災害時における支援協力に関する協定	(公社)七尾青年会議所	平成 28 年 3 月 1 日
24	災害時における石油類燃料の供給に関する協定	石川県石油販売協同組合、石川県石油販売協同組合七鹿支部	平成 28 年 3 月 1 日
25	地震等大規模災害時における障害物除去等の協力に関する協定	(株)ヤマモト自工	平成 28 年 6 月 29 日
26	災害時における隊友会の協力に関する協定	(公社)隊友会石川県隊友会	平成 28 年 8 月 31 日
27	災害時における物資供給に関する協定	NPO 法人コメリ災害対策センター	平成 29 年 8 月 21 日
28	大規模火災等における消火用水供給等に関する協力協定	中央生コン(株)	平成 30 年 5 月 1 日
29	災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定	(福)鹿寿苑	令和 1 年 5 月 14 日
30	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	令和 2 年 4 月 1 日
31	中能登町と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社との包括的地域連携に関する協定書	北陸電力(株)、北陸電力送配電(株)	令和 4 年 4 月 27 日
32	大規模災害時における相互連携に関する確認書	北陸電力(株)、北陸電力送配電(株)	令和 4 年 9 月 16 日
33	大規模災害時における停電復旧に係る応急措置の実施に支障となる障害物の除去等に関する確認書	北陸電力(株)、北陸電力送配電(株)	令和 4 年 9 月 16 日

### 3 防災上注意すべき自然的条件及び社会的条件

#### (1) 河川の水防注意箇所

(重要水防箇所の注意度評定基準による重要度A, B, 要注意箇所)

河川名	注意を要する区域				水防工法	管理団体名及び団員数	注意度
	地名	岸	延長	予想される危険			
久江川	中能登町久江	両	600	堤防高	積土のう工	中能登町 91	B
熊野川	中能登町西馬場	両	800	〃	〃	〃	〃
	中能登町東馬場 ～井田	両	1,200	〃	〃	〃	〃
二宮川	中能登町黒氏	両	300	〃	〃	〃	〃
	中能登町徳前 ～二宮	両	900	〃	〃	〃	〃
石塚川	中能登町久乃木	両	350	〃	〃	〃	〃

重要水防箇所の注意度評定基準

種別	重要度		
	A 水防上最も重要な区間	B 次に重要な区間	要注意箇所
堤防高	計画高水流量に対して計画堤防余裕高が1/5以下の場合であり、計画高水流量を疎通せしめるには最も危険な箇所。	計画高水流量に対して計画堤防余裕高が1/5～1/2の場合であり、計画高水流量を疎通せしめるには最も危険な箇所。	計画高水流量に対して計画堤防余裕高が1/2以上の場合であり、計画堤防余裕高より低い箇所。
堤防断面	一連の堤防のうち、計画堤防断面に対して特に部分的に断面が狭小であり、又天端巾も狭いもの（一般にカミソリ堤といわれるもので堤防断面積あるいは天端巾が計画の1/2の区間）。	計画堤防断面に対して堤防断面が不足しており、天端巾も計画より狭いもの（一般に斬定断面で施工されたもので堤防断面積が計画の2/3以下の区間）。	
堤体強度	堤体あるいは基礎地盤の土質軟弱、法勾配等により法崩壊、すべりあるいは急激な沈下等の実績があり、かつ危険が予想される箇所。水衝箇所の新規で完成後3年以下で安全に不安が考えられる箇所。	堤体あるいは基礎地盤の土質軟弱、法勾配等により法崩壊、すべり、沈下等が予想される箇所。新規で完成後3年以下で安全に不安が考えられる箇所。	
漏水	堤体あるいは基礎地盤より漏水の実績があるもの、又はその恐れが十分ある箇所。	漏水の実績があり、これに対して応急措置を講じられた箇所。	漏水、法崩れ等の不安が考えられる箇所。
水衝	洪水時の水衝部となり、低水護岸等が度々破損されあるいは破堤寸前程度までの決壊等の実績があるもの。	洪水時の水衝部となり、低水護岸高水護岸があるが完全とは考えられない箇所、あるいは護岸等が著しく減じている箇所。	
洗掘	堤防と接近している河岸が洗掘されている所で、堤脚護岸の根固めが現在洗われており、かつ水制等が破損して危険が予想される場合、また橋台取付部やその他の工作物の突出による堤体の洗掘についても考慮する。 なお、波浪により河岸決壊に類した実績のあるものを含む。	河岸が洗掘されているか河床の洗掘の著しい箇所で、堤脚護岸の根固め水制等が一部破損しており、危険の生ずることが予想される場合。	
工事施工	国債工事等でやむなく出水期間中も樋門、樋管等の工作物を施工中のもので、堤防を横断して開削している箇所。 その他、工事施工に伴い一時的ではあるが危険が予想される場合。	樋管、橋台等施工箇所で堤防護岸が未施工の箇所。	
工作物	取水堰、樋門、樋管等の堤防横断工作物で設置時期が古く、不等沈下漏水等により不慮の事故が予想される箇所。	取水堰、樋門、樋管等工作物の護岸等の補強措置が未施工の箇所。	

## (2) 土砂災害警戒区域

## ■急傾斜地の崩壊

分類	管理番号	区域名称	所在地	指定 (Y、Y+R)	告示年月日
I	I-71010	久江2号	中能登町 久江	Y+R	2008/3/21
I	I-71020	久江1号	中能登町 久江	Y+R	2008/3/21
I	I-72010-1	能登部下2号	中能登町 能登部下、西馬場	Y+R	2011/3/28
I	I-72010-2	能登部下2号	中能登町 能登部下、西馬場	Y+R	2011/3/28
I	I-72020-1	能登部下3号	中能登町 能登部下、西馬場	Y+R	2011/3/28
I	I-72020-2	能登部下3号	中能登町 能登部下、西馬場	Y+R	2011/3/28
I	I-72030-1	能登部下1号	中能登町 能登部下、西馬場	Y+R	2011/3/28
I	I-72030-2	能登部下1号	中能登町 能登部下、西馬場	Y+R	2011/3/28
I	I-72040	能登部下4号	中能登町 能登部、西馬場	Y+R	2008/3/21
I	I-72050	金丸	中能登町 金丸	Y+R	2008/3/21
I	I-72060-1	正部谷	中能登町 金丸	Y+R	2008/3/21
I	I-72060-2	正部谷	中能登町 金丸	Y+R	2008/3/21
I	I-73010-1	一青	中能登町 一青	Y	2010/5/28
I	I-73010-2	一青	中能登町 一青	Y	2010/5/28
I	I-73020-1	馬場原	中能登町 瀬戸	Y+R	2011/3/28
I	I-73020-2	馬場原	中能登町 瀬戸	Y+R	2011/3/28
II	II-71010	小田中	中能登町 小田中	Y+R	2008/3/21
II	II-72010	上後山1号	中能登町 上後山	Y+R	2011/3/28
II	II-72020	上後山2号	中能登町 上後山	Y+R	2011/3/28
II	II-72030	宮地1号	中能登町 金丸	Y+R	2008/3/21
II	II-72040	宮地2号	中能登町 金丸	Y+R	2008/3/21
II	II-72050	宮地3号	中能登町 金丸	Y+R	2008/3/21
II	II-72060	谷地	中能登町 金丸	Y+R	2008/3/21
II	II-72070	杉谷1号	中能登町 金丸	Y+R	2008/3/21
II	II-72090	仲町1号	中能登町 能登部下、金丸、西馬場	Y+R	2008/3/21
II	II-72100	仲町2号	中能登町 能登部下、西馬場	Y+R	2008/3/21
II	II-72110	仲町3号	中能登町 能登部下、西馬場	Y+R	2008/3/21
II	II-72120-1	中大門	中能登町 能登部下、西馬場	Y+R	2008/3/21
II	II-72120-2	中大門	中能登町 能登部下、西馬場	Y+R	2008/3/21
II	II-72130	大上門	中能登町 能登部下、西馬場	Y+R	2008/3/21
II	II-72140	西馬場	中能登町 西馬場	Y+R	2010/5/28
II	II-73010-1	瀬戸1号	中能登町 瀬戸	Y+R	2011/3/28
II	II-73010-2	瀬戸1号	中能登町 瀬戸	Y+R	2011/3/28
II	II-73010-3	瀬戸1号	中能登町 瀬戸	Y+R	2011/3/28
II	II-73020	瀬戸2号	中能登町 瀬戸	Y+R	2011/3/28
II	II-73030	瀬戸3号	中能登町 瀬戸	Y+R	2011/3/28
II	II-73040	瀬戸4号	中能登町 瀬戸	Y+R	2011/3/28
II	II-73050	瀬戸5号	中能登町 瀬戸	Y+R	2011/3/28
II	II-73070-1	花見月1号	中能登町 花見月	Y+R	2011/3/28

分類	管理番号	区域名称	所在地	指定 (Y、Y+R)	告示年月日
Ⅱ	Ⅱ-73070-2	花見月1号	中能登町 花見月	Y+R	2011/3/28
Ⅱ	Ⅱ-73080-1	花見月2号	中能登町 花見月	Y+R	2011/3/28
Ⅱ	Ⅱ-73080-2	花見月2号	中能登町 花見月	Y+R	2011/3/28
Ⅱ	Ⅱ-73080-3	花見月2号	中能登町 花見月	Y+R	2011/3/28
Ⅱ	Ⅱ-73080-4	花見月2号	中能登町 花見月	Y+R	2011/3/28
Ⅱ	Ⅱ-73090	花見月3号	中能登町 花見月	Y+R	2011/3/28
Ⅱ	Ⅱ-73100	花見月4号	中能登町 花見月	Y+R	2011/3/28
Ⅱ	Ⅱ-73110-1	大槻1号	中能登町 大槻	Y+R	2011/3/28
Ⅱ	Ⅱ-73110-2	大槻1号	中能登町 大槻	Y+R	2011/3/28
Ⅱ	Ⅱ-73110-3	大槻1号	中能登町 大槻	Y+R	2011/3/28
Ⅱ	Ⅱ-73130	瀬戸前	中能登町、七尾市 瀬戸、伊久留町	Y+R	2011/3/28
Ⅱ	Ⅱ-73140-0	瀬戸6号	中能登町 瀬戸	Y+R	2015/3/27

■土石流

分類	管理番号	区域名称	所在地	指定 (Y、Y+R)	告示年月日
I	I 0451	甲子谷	羽咋市、中能登町 鹿島路町、 金丸	Y+R	2007/3/16
I	I 0695	能登部下川3号	中能登町 能登部下、西馬場	Y+R	2007/3/16
I	I 0697-0	能登部下川2号	中能登町 能登部下、西馬場	Y+R	2007/3/16
I	I 0701	金堀谷川	中能登町 能登部下、西馬場	Y+R	2007/3/16
I	I 0702	杉谷川1号	中能登町 能登部下、金丸、西 馬場	Y+R	2007/3/16
Ⅱ	Ⅱ 0203	鹿島路町(1)	羽咋市、中能登町 鹿島路町、 金丸	Y	2007/3/16
Ⅱ	Ⅱ 0204	金丸境	羽咋市、中能登町 鹿島路町、 金丸	Y	2007/3/16
I	I 0601	杉ヶ谷内川	中能登町 良川	Y+R	2008/3/21
I	I 0602	城ヶ谷内川	中能登町 良川	Y+R	2008/3/21
I	I 0605	仙洞谷内川2号	中能登町 良川	Y+R	2008/3/21
I	I 0607	地頭川	中能登町 良川、西馬場	Y+R	2008/3/21
I	I 0608	地頭川2号	中能登町 良川、西馬場	Y+R	2008/3/21
I	I 0631-1	武部川3号	中能登町 武部、久乃木	Y+R	2008/3/21
I	I 0631-2	武部川3号	中能登町 武部、久乃木	Y+R	2008/3/21
I	I 0632	武部川4号	中能登町 武部	Y+R	2008/3/21
I	I 0635	二宮川4号	中能登町 二宮、武部	Y+R	2008/3/21
I	I 0636	受念寺川2号	中能登町 二宮	Y+R	2008/3/21
I	I 0637	受念寺川	中能登町 二宮、徳前	Y+R	2008/3/21
I	I 0645-0	井田川4号	中能登町 芹川、井田	Y	2008/3/21
I	I 0646-0	井田川3号	中能登町 井田、芹川	Y+R	2008/3/21
I	I 0647	トンナイチ川	中能登町 井田、芹川	Y	2008/3/21
I	I 0648	井田川2号	中能登町 井田、芹川	Y+R	2008/3/21

分類	管理番号	区域名称	所在地	指定 (Y、Y+R)	告示年月日
I	I 0649	井田川	中能登町 井田、芹川	Y + R	2008/3/21
I	I 0651	谷内山川	中能登町 井田、小竹	Y + R	2008/3/21
I	I 0652	小竹川 2号	中能登町 井田、原山、小竹	Y + R	2008/3/21
I	I 0654	小竹川 3号	中能登町 水白、原山、小竹	Y + R	2008/3/21
I	I 0655	小竹川 4号	中能登町 水白、小竹	Y + R	2008/3/21
I	I 0656	水白川 3号	中能登町 水白、小竹	Y + R	2008/3/21
I	I 0657	水白川 2号	中能登町 水白、小竹	Y + R	2008/3/21
I	I 0658	水白川	中能登町 水白、久江	Y + R	2008/3/21
I	I 0659	久江北谷	中能登町 久江、水白	Y + R	2008/3/21
I	I 0661	久江川 4号	中能登町 久江	Y + R	2008/3/21
I	I 0662	久江川 2号	中能登町 久江	Y + R	2008/3/21
I	I 0663	久江川 3号	中能登町 久江	Y + R	2008/3/21
I	I 0664	小田中川 3号	中能登町 小田中	Y + R	2008/3/21
I	I 0665	小田中川 2号	中能登町 小田中	Y + R	2008/3/21
I	I 0688	能登部上川 3号	中能登町 能登部上	Y + R	2008/3/21
I	I 0689	能登部上川 2号	中能登町 能登部上、西馬場	Y + R	2008/3/21
I	I 0691	能登部上川	中能登町 能登部上、西馬場	Y + R	2008/3/21
I	I 0692	徳丸川	中能登町 能登部上、徳丸、能登部下	Y + R	2008/3/21
I	I 0703	杉谷川 2号	中能登町 金丸、能登部下	Y + R	2008/3/21
I	I 0705	谷内川 5号	中能登町 金丸	Y + R	2008/3/21
I	I 0706	谷内川 4号	中能登町 金丸	Y + R	2008/3/21
I	I 0707	谷内川 3号	中能登町 金丸	Y + R	2008/3/21
I	I 0708	谷内川 2号	中能登町 金丸	Y + R	2008/3/21
I	I 0709	谷内川 1号	中能登町 金丸	Y + R	2008/3/21
I	I 0710	沢川 3号	中能登町 金丸	Y	2008/3/21
I	I 0711	沢川 2号	中能登町 金丸	Y + R	2008/3/21
I	I 0713	金丸	中能登町 金丸	Y + R	2008/3/21
I	I 0716	宮地川 2号	中能登町 金丸	Y	2008/3/21
I	I 0717	貝殻川	中能登町 金丸	Y + R	2008/3/21
I	I 0718	宮地川 3号	中能登町 金丸	Y + R	2008/3/21
I	I 0719	正部谷川 1号	中能登町 金丸	Y + R	2008/3/21
I	I 0720	正部谷川 3号	中能登町 金丸	Y + R	2008/3/21
I	I 0721	正部谷川 2号	中能登町 金丸	Y + R	2008/3/21
I	I 0722	春日川	中能登町 金丸	Y + R	2008/3/21
II	II 0385	武部川 1号	中能登町 武部、久乃木	Y + R	2008/3/21
II	II 0387	谷内川 6号	中能登町 金丸	Y	2008/3/21
I	I 0600-1	隠ヶ谷内川	中能登町 良川	Y	2009/3/31
I	I 0600-2	隠ヶ谷内川	中能登町 良川	Y	2009/3/31
I	I 0696-0	能登部川	中能登町 能登部下、西馬場	Y	2009/3/31
I	I 0699	宮川	中能登町 能登部下、西馬場	Y	2009/3/31

分類	管理番号	区域名称	所在地	指定 (Y、Y+R)	告示年月日
I	I 0452	不動谷川	羽咋市、中能登町 鹿島路町、 金丸	Y	2010/5/28
I	I 0560	若林川 2 号	七尾市、中能登町 江曾町、若 林町、久乃木	Y + R	2010/5/28
I	I 0596	別曾谷川	中能登町 一青、末坂	Y	2010/5/28
I	I 0597	八幡谷内川	中能登町 一青、黒氏	Y + R	2010/5/28
I	I 0598	黒氏深沢川	中能登町 黒氏、良川	Y + R	2010/5/28
I	I 0599	黒氏深沢川 2 号	中能登町 黒氏、良川	Y + R	2010/5/28
I	I 0628	石塚川 3 号	中能登町、七尾市 久乃木、武 部、江曾町、若林町	Y + R	2010/5/28
I	I 0629	石塚川	中能登町 久乃木、武部	Y	2010/5/28
I	I 0641	桜川	中能登町 徳前、芹川、原山、 二宮、蜂ヶ原	Y	2010/5/28
I	I 0666	小田中川	中能登町 小田中、藤井	Y	2010/5/28
I	I 0667-2	長谷川	中能登町 藤井、小田中	Y	2010/5/28
I	I 0668	次郎谷川	中能登町 藤井、小田中	Y	2010/5/28
I	I 0669	ツツミノ川	中能登町 藤井、小田中、福田	Y + R	2010/5/28
I	I 0670	松本川	中能登町 高畠、藤井、福田	Y	2010/5/28
I	I 0671	高畠川	中能登町 高畠、小金森	Y + R	2010/5/28
I	I 0672	地獄谷川	中能登町、羽咋市 高畠、小金 森、大町	Y	2010/5/28
I	I 0683	本土寺川	中能登町 西馬場	Y + R	2010/5/28
I	I 0684	西馬場川 2 号	中能登町 西馬場	Y + R	2010/5/28
I	I 0685	中大門川	中能登町 西馬場	Y + R	2010/5/28
I	I 0686	西馬場川	中能登町 西馬場、能登部上	Y + R	2010/5/28
I	I 0694	橋本川	中能登町 徳丸、西馬場、能登 部下、能登部上	Y + R	2010/5/28
I	I 0700	宮川 2 号	中能登町 能登部下、西馬場	Y	2010/5/28
I	I 0592	キビダン川	中能登町 春木	Y + R	2011/3/28
I	I 0603	杉ヶ谷内川 2 号	中能登町 良川	Y	2011/3/28
I	I 0604	洞川	中能登町 良川	Y	2011/3/28
I	I 0606-1	仙洞谷内川	中能登町 良川	Y	2011/3/28
I	I 0606-2	仙洞谷内川	中能登町 良川	Y + R	2011/3/28
I	I 0609	花見月川 3 号	中能登町 花見月	Y + R	2011/3/28
I	I 0610-1	花見月川 2 号	中能登町 花見月	Y + R	2011/3/28
I	I 0610-2	花見月川 2 号	中能登町 花見月	Y + R	2011/3/28
I	I 0610-3	花見月川 2 号	中能登町 花見月	Y + R	2011/3/28
I	I 0610-4	花見月川 2 号	中能登町 花見月	Y + R	2011/3/28
I	I 0611-1	花見月川	中能登町 花見月	Y + R	2011/3/28
I	I 0611-2	花見月川	中能登町 花見月	Y + R	2011/3/28
I	I 0611-3	花見月川	中能登町 花見月	Y + R	2011/3/28

分類	管理番号	区域名称	所在地	指定 (Y、Y+R)	告示年月日
I	I 0633-1	鳴野川	中能登町 武部、二宮	Y + R	2011/3/28
I	I 0633-2	鳴野川	中能登町 武部、二宮	Y + R	2011/3/28
I	I 0633-3	鳴野川	中能登町 武部、二宮	Y + R	2011/3/28
I	I 0634-0	二宮川 5 号	中能登町 二宮、徳前、武部	Y + R	2011/3/28
I	I 0638	二宮川 3 号	中能登町 二宮	Y + R	2011/3/28
I	I 0639-1	二宮川	中能登町 二宮、徳前、蜂ヶ原	Y + R	2011/3/28
I	I 0639-2	二宮川	中能登町 二宮、徳前、蜂ヶ原	Y + R	2011/3/28
I	I 0639-3	二宮川	中能登町 二宮、徳前、蜂ヶ原	Y + R	2011/3/28
I	I 0639-4	二宮川	中能登町 二宮、徳前、蜂ヶ原	Y + R	2011/3/28
I	I 0639-5	二宮川	中能登町 二宮、徳前、蜂ヶ原	Y + R	2011/3/28
I	I 0642	長曽川	中能登町 芹川、原山、徳前	Y	2011/3/28
I	I 0643	井田川 5 号	中能登町 芹川	Y + R	2011/3/28
I	I 0644	大谷内川	中能登町 芹川、井田、原山	Y	2011/3/28
I	I 0650	熊野川	中能登町 井田、原山	Y + R	2011/3/28
I	I 0653	小竹川	中能登町 小竹、原山、水白	Y + R	2011/3/28
I	I 0660-1	久江川	中能登町 久江	Y + R	2011/3/28
I	I 0660-2	久江川	中能登町 久江	Y + R	2011/3/28
I	I 0660-3	久江川	中能登町 久江	Y + R	2011/3/28
I	I 0687	宮谷川	中能登町 西馬場、徳前、二宮	Y	2011/3/28
I	I 0690	丹後川	中能登町 能登部上、西馬場、 能登部下	Y	2011/3/28
I	I 0704-1	水車谷川(杉谷川)	中能登町 金丸、能登部下	Y + R	2011/3/28
I	I 0704-2	水車谷川(杉谷川)	中能登町 金丸、能登部下	Y + R	2011/3/28
I	I 0712	沢川	中能登町 金丸	Y + R	2011/3/28
I	I 0714	宮地川	中能登町 金丸	Y	2011/3/28
I	I 0715	貝殻川 2 号	中能登町 金丸	Y + R	2011/3/28
I	I 0723-1	カマ谷川	中能登町 下後山	Y + R	2011/3/28
I	I 0723-2	カマ谷川	中能登町 下後山	Y + R	2011/3/28
I	I 0724	六谷川	中能登町 上後山	Y + R	2011/3/28
I	I 0725	上後山川	中能登町 上後山	Y + R	2011/3/28
II	II 0339	馬場原川	中能登町 瀬戸	Y + R	2011/3/28
II	II 0384	武部川 2 号	中能登町 武部、久乃木	Y + R	2011/3/28
II	II 0388	上後山川 2 号	中能登町 上後山	Y + R	2011/3/28
I	I 0593	武部川	中能登町 春木、末坂	Y + R	2012/3/27
I	I 0594	北谷川	中能登町 春木、末坂	Y + R	2012/3/27
I	I 0595	末坂川	中能登町 末坂	Y + R	2012/3/27
II	II 0338	南谷川	中能登町 末坂	Y + R	2012/3/27
I	I 0698-0	能登部下川	中能登町 能登部下、西馬場	Y	2016/7/12
I	I 0667-1	長谷川	中能登町 藤井、小田中	Y	2021/8/27

■地すべり

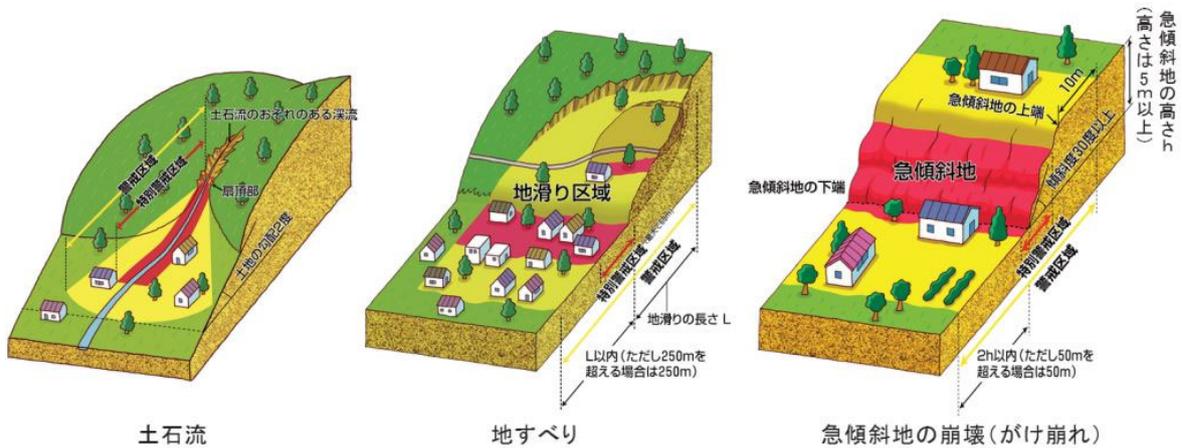
分類	管理番号	区域名称	所在地	指定 (Y、Y+R)	告示年月日
I	231-A	小田中	中能登町 小田中、久江	Y	2010/5/28
I	231-C	小田中	中能登町 小田中、久江	Y	2010/5/28
I	231-D	小田中	中能登町 小田中、久江	Y	2010/5/28
I	231-E	小田中	中能登町 小田中、久江	Y	2010/5/28
I	231-G	小田中	中能登町 小田中、久江	Y	2010/5/28
I	230-A	原山東	中能登町 原山、蟻ヶ原	Y	2011/3/28
I	230-B	原山東	中能登町 原山、蟻ヶ原	Y	2011/3/28
I	230-C	原山東	中能登町 原山、蟻ヶ原	Y	2011/3/28
I	230-D	原山東	中能登町 原山、蟻ヶ原	Y	2011/3/28
I	230-E	原山東	中能登町 原山、蟻ヶ原	Y	2011/3/28
I	10165-0	石動山	中能登町 石動山	Y	2020/11/27
I	90001-1	角間上野	中能登町 石動山	Y	2022/3/8
I	90001-2	角間上野	中能登町 石動山	Y	2022/3/8
I	90001-3	角間上野	中能登町 石動山	Y	2022/3/8
I	90001-4	角間上野	中能登町 石動山	Y	2022/3/8

Y：土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域

R：土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域



## (3) 土砂災害（特別）警戒区域内の要配慮者利用施設

施設名	所在地	連絡先	対象となる土砂災害 (特別) 警戒区域名	備考
かしま児童館	中能登町二宮レ部 25 番地	0767-76-0506	(土) 二宮川 4 号	
あおば保育園	中能登町二宮カ部 58	0767-76-8181	(土) 二宮川 5 号	
老人福祉センター 天平の里	中能登町芹川ス部 1 番地	0767-76-0088	(土) 桜川	
小規模多機能型 居宅介護事業所 恵寿みおや	中能登町高島井部 20 番地	0767-77-1014	(土) 松本川	
七施の杜みおや	中能登町高島井部 3 番地	050-3432-4620		
デイサービスセンター ひまわり	中能登町能登部上 チ部 30 番地	0767-72-3983	(土) 能登部上川 2 号	
ろくせい児童館	中能登町能登部上 へ部 119 番地 4	0767-72-3792		(土) 能登部上川 (土) 丹後川
グループホーム しあわせの里	中能登町能登部下 76 部 115 番地	0767-72-3118	(土) 能登部下川 (土) 能登部下川 2 号	
高齢者生きがい センター	中能登町金丸 995 番地	0767-72-3981	(土) 金丸川 (土) 宮地川	
とりや放課後 児童クラブ	中能登町末坂ナ部 5 番地	0767-74-0021	(土) 南谷川	
かしま放課後 児童クラブ	中能登町井田 2 部 121 番 地 1	0767-76-2050	(土) 井田川 3 号	
ろくせい放課後 児童クラブ	中能登町能登部下 110 部 20 番地	0767-72-2122	(土) 能登部下川 3 号 (土) 能登部川	

凡例

(土砂災害の種別) 区域名

(土)・・・土石流

(4) 土砂災害（特別）警戒区域内の教育施設

施設名	所在地	対象となる土砂災害 (特別) 警戒区域名	備考
鳥屋小学校	中能登町末坂ナ部 7 番地	(土) 別曾谷川	
		(土) 南谷川	
鹿西小学校	中能登町能登部下 110 部 20 番地	(土) 能登部下川 3 号	
		(土) 能登部川	
鹿島小学校	中能登町芹川子部 95 番地	(土) 井田川 3 号	

凡例

(土砂災害の種別) 区域名

(土)・・・土石流

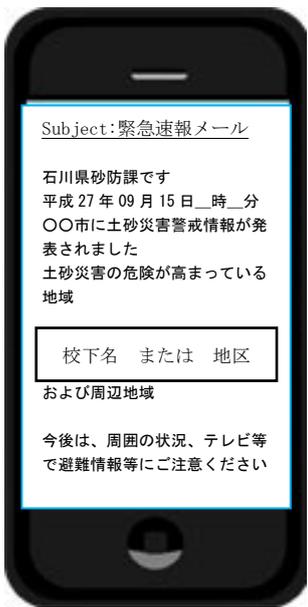
## (5) 土砂災害警戒情報における避難情報発令地区一覧

緊急速報メール地区 (校下) 名	該当小字	備考
井田	井田	
一青	一青	
羽坂	羽坂	
下後山	下後山	
花見月	花見月	
蟻ヶ原	蟻ヶ原	
久江	久江	
久乃木	久乃木	
芹川	芹川	
金丸	金丸	
原山	原山	
高畠	高畠	
黒氏	黒氏	
最勝講	最勝講	
在江	在江	
春木	春木	
小金森	小金森	
小竹	小竹	
小田中	小田中	
上後山	上後山	
新庄	新庄	
水白	水白	
瀬戸	瀬戸	
西	西	
西馬場	西馬場	
石動山	石動山	
川田	川田	
曾祢	曾祢	
大槻	大槻	
坪川	坪川	
藤井	藤井	
徳丸	徳丸	

緊急速報メール地区 (校下) 名	該当小字	備 考
徳前	徳前	
二宮	二宮	
二宮あおば台	二宮あおば台	
廿九日	廿九日	
能登部下	能登部下	
能登部上	能登部上	
尾崎	尾崎	
武部	武部	
福田	福田	
末坂	末坂	
良川	良川	

緊急速報メール例

記載例



### (6) 農地地すべり危険箇所

県農林水産部農業基盤整備課

令和5年2月1日現在

整理番号	地区名	所在地		崩壊危険地の概要			被害の対象			
		地域名	地区名	地積 (ha)	耕地 (ha)	その他 (ha)	農用地 (ha)	農業用施設	人家 (戸)	その他重要施設
88	能登部下	鹿西	能登部下	43	3	40	5		40	

### (7) 山腹崩壊危険区域（民有林）

県農林水産部森林管理課

令和5年2月1日現在

地域名	民有林							
	A		B		C		計	
	箇所数 (箇所)	面積 (ha)	箇所数 (箇所)	面積 (ha)	箇所数 (箇所)	面積 (ha)	箇所数 (箇所)	面積 (ha)
鳥屋	9	14	0	0	6	13	15	27
鹿島	5	7	0	0	1	1	6	8
鹿西	15	31	0	0	2	4	17	35
計	29	52	0	0	9	18	38	70

地域整理番号	位置			公共施設等						危険地区の危険度	面積		保安林等
	地域名	地区名	字	人家50戸以上	49 〜 10戸	9 〜 5戸	4戸以下	公共施設 (但し道路除く)	道路		調査地区	危険地区 メッシュ 85点	
1	鳥屋	瀬戸					2		町	C	1	1	無
2	鳥屋	瀬戸			11				町	A	2	2	無
3	鳥屋	大槻			10				町	A	2	2	無
4	鳥屋	大槻			11			1	町	A	2	2	無
5	鳥屋	花見月					3		町	C	1	1	無
6	鳥屋	花見月			20				町	A	2	2	無
7	鳥屋	花見月							県	C	1	1	無
8	鳥屋	花見月						3	町	C	1	1	無

地域整理番号	位置			公共施設等						危険地区の危険度	面積		保安林等
	地域名	地区名	字	人家50戸以上	49～10戸	9～5戸	4戸以下	公共施設 (但し道路除く)	道路		調査地区	危険地区 メッシュ 85点	
9	鳥屋	花見月					4		町	C	2	1	無
10	鳥屋	一青			15			1	町	A	2	1	無
11	鳥屋	深沢			42			1	県	A	2	2	無
12	鳥屋	良川			15				町	A	1	1	有
13	鳥屋	良川			20				町	A	1	1	有
14	鳥屋	良川		50					県	A	1	1	有
15	鳥屋	瀬戸					4		町	C	8	8	無
16	鹿島	小田中			25			1	国	A	1	1	有
17	鹿島	水白					4		町	C	1	1	無
18	鹿島	久江			32				県	A	3	3	有
19	鹿島	高島			14			2	町	A	1	1	有
20	鹿島	久江			16			2	町	A	1	1	有
21	鹿島	石動山						1		A	1	1	有
22	鹿西	下後山				6		1	町	A	2	2	無
23	鹿西	下後山			10			1	県	A	2	2	無
24	鹿西	下後山					3	2	町	A	1	1	無
25	鹿西	金丸			21			1	県	A	1	1	無
26	鹿西	金丸			31				県	A	2	2	有
27	鹿西	金丸			10				県	A	1	1	無
28	鹿西	金丸			24			1	県	A	2	2	有
29	鹿西	能登部下			35			1	県	A	4	3	有
30	鹿西	能登部下			36			2	県	A	5	5	有
31	鹿西	能登部下			37			1	県	A	3	3	有
32	鹿西	金丸			26			1	県	A	1	1	無
33	鹿西	金丸			15			2	県	A	1	1	無
34	鹿西	徳丸			14			1	町	A	7	5	有
35	鹿西	能登部上				6			町	A	1	1	無
36	鹿西	西馬場			14			1	町	A	1	1	有
37	鹿西	上後山					4		県	C	2	2	無
38	鹿西	上後山					2		町	C	2	2	無

(8) 崩壊土砂流出危険地区（民有林）

県農林水産部森林管理課

令和5年2月1日現在

地域名	民有林							
	A		B		C		計	
	箇所数 (箇所)	面積 (ha)	箇所数 (箇所)	面積 (ha)	箇所数 (箇所)	面積 (ha)	箇所数 (箇所)	面積 (ha)
鳥屋	9	5.94	0		6	4.95	15	11
鹿島	28	27.39	1	0.18			29	28
鹿西	13	6.39	0		1	0.81	14	7
計	50	39.72	1	0.18	7	5.76	58	46

地域整理番号	位置			公共施設等						危険地区の危険度	面積 (ha)	保安林等
	地域名	地区名	字	人家 50戸以上	49 ～ 10戸	9 ～ 5戸	4 戸以下	公共施設 (但し道路除く)	道路			
1	鳥屋	瀬戸							町	C	0.99	無
2	鳥屋	瀬戸					2		町	C	0.81	無
3	鳥屋	瀬戸				5			町	C	0.45	無
4	鳥屋	瀬戸				10			町	A	0.90	無
5	鳥屋	瀬戸				10			町	A	0.81	無
6	鳥屋	花見月				7			町	C	0.90	有
7	鳥屋	花見月				5			町	C	0.90	有
8	鳥屋	花見月			15				県	A	0.36	無
9	鳥屋	花見月				5			県	C	0.90	無
10	鳥屋	花見月			10				町	A	0.99	無
11	鳥屋	花見月			15				町	A	0.72	無
12	鳥屋	良川		80				1	県	A	0.72	有
13	鳥屋	良川		80				1	県	A	0.45	無
14	鳥屋	末坂			30				町	A	0.81	無
15	鳥屋	一青		60				1	県	A	0.18	有
16	鹿島	久乃木		90					国	A	0.36	有
17	鹿島	武部		130					国	A	0.27	有
18	鹿島	徳前		65				1	国	A	0.72	有
19	鹿島	二宮		120					国	A	0.54	有
20	鹿島	二宮		120					国	A	1.08	無
21	鹿島	芹川		130					国	A	0.60	有
22	鹿島	芹川			40			2	国	A	0.96	有
23	鹿島	井田		50				1	国	A	0.45	有

地域整理番号	位置			公共施設等						危険地区の危険度	面積 (ha)	保安林等
	地域名	地区名	字	人家 50戸以上	49 ～ 10戸	9 ～ 5戸	4戸 以下	公共施設 (但し道路除く)	道路			
24	鹿島	二宮		120					町	A	0.48	有
25	鹿島	二宮		150					町	A	0.27	有
26	鹿島	二宮		110					町	A	1.56	有
27	鹿島	二宮			10				林	A	0.84	有
28	鹿島	二宮				5			林	A	0.72	有
29	鹿島	小田中		70					国	A	1.26	有
30	鹿島	藤井			40				国	A	1.08	有
31	鹿島	藤井		55					国	A	1.17	有
32	鹿島	福田		100				1	県	A	1.68	有
33	鹿島	井田		110				1	国	A	1.44	有
34	鹿島	小竹		70				1	県	A	0.72	有
35	鹿島	久江		50				1	県	A	1.68	有
36	鹿島	久江		70				1	国	A	0.60	有
37	鹿島	久江		100				1	国	A	1.68	有
38	鹿島	久江		100				1	国	A	1.17	有
39	鹿島	小金森		100				1	国	A	1.92	有
40	鹿島	石動山				5			林	A	1.71	有
41	鹿島	芹川	原山	110				1	国	A	1.35	有
42	鹿島	武部	奥山		30				県	A	0.84	有
43	鹿島	井田	盆谷内		20				県	B	0.18	有
44	鹿島	水白			12				県	A	0.24	有
45	鹿西	西馬場			20			1	県	A	0.45	有
46	鹿西	能登部上			30			1	町	A	0.54	有
47	鹿西	能登部上			25			1	町	A	0.63	有
48	鹿西	下後山		52					県	A	0.36	有
49	鹿西	徳丸			40			1	県	A	0.54	有
50	鹿西	金丸			40			1	県	A	0.45	有
51	鹿西	金丸		50				1	町	A	0.30	無
52	鹿西	金丸		50				1	県	A	0.24	有
53	鹿西	能登部下			45			1	県	A	0.63	有
54	鹿西	能登部下			45			1	県	A	0.45	無
55	鹿西	金丸			35			1	県	A	0.54	無
56	鹿西	金丸			30			1	県	A	0.45	有
57	鹿西	上後山							県	C	0.81	有
58	鹿西	上後山			12			2	県	A	0.81	無

## 地すべり発生危険地区危険度判定

危険地区の危険度ランク付け

(1) 地すべり等防止法第3条による地すべり防止区域

危険度Aとする。ただし、既設工事によって概成している地区は危険度Cとする。

(2) 上記以外の地区

危険度点数を求め、危険度点数によりABCランクに区分する。ただし、既設工事によって概成している地点は点数にかかわらず危険度Cとする。

ランク	危険度点数
A	10.0～
B	7.0～9.9
C	4.0～6.9

## 山腹崩壊危険地区危険度判定

危険地区の危険度ランク付け

危険度は、危険度点数によりABCのランクに区分する。

ただし、既設工事によって概成している危険地区は、危険度点数にかかわらず危険度Cとする。

ランク	危険度点数
A	15.0～
B	12.0～14.9
C	8.5～11.9

## (9) 雪崩危険箇所

令和4年10月現在

箇所番号	箇所名	所在地	面積	人家戸数(棟)
1-72040	能登部下	中能登町	26,400	25
1-72130	正部谷2	中能登町金丸正部谷	7,560	6
1-72120	正部谷1	中能登町金丸正部谷	4,800	5
1-72100	谷内	中能登町金丸谷内	15,000	6
1-72090	杉谷	中能登町金丸杉谷	10,350	10
1-72110	金丸	中能登町金丸	7,800	8
1-72080	八坂	中能登町能登部下八坂	4,200	7
1-72070	天神2	中能登町能登部下天神	4,950	16
1-72060	天神1	中能登町能登部下天神	5,760	10
1-72140	大上問2	中能登町能登部下大上問	16,900	15
1-72050	大上門1	中能登町能登部下大上門	9,200	7
1-72010	森宮	中能登町能登部上森宮	9,900	7
2-72030	下後山3	中能登町下後山	2,100	1
2-72010	下後山2	中能登町下後山	4,800	3
1-72030	下後山1	中能登町下後山	16,320	5
2-72020	上後山2	中能登町上後山	12,800	2
1-72020	上後山1	中能登町上後山	3,800	6
1-71010	小田中	中能登町小田中	7,680	5
1-71030	久江2	中能登町久江	24,960	18
1-71020	久江1	中能登町久江	43,500	21
3-71010	石動山	中能登町石動山	15,120	0
1-71050	二宮	中能登町二宮	22,200	0
1-73010	地頭	中能登町	18,000	6
2-73030	瀬戸5	中能登町瀬戸	6,760	2
2-73020	瀬戸4	中能登町瀬戸	12,000	4
1-73090	瀬戸3	中能登町瀬戸	7,500	12
1-73080	瀬戸2	中能登町瀬戸	30,800	6
1-73070	瀬戸1	中能登町瀬戸	11,500	3
2-73010	花見月3	中能登町花見月	24,300	2
1-73060	花見月2	中能登町花見月	15,400	8
1-73050	花見月1	中能登町花見月	11,000	5
1-73040	一青3	中能登町一青	4,440	0
1-73030	一青2	中能登町一青	7,200	3
1-73020	一青1	中能登町一青	9,240	6

## (10) 防災対策の必要性が高いため池

県農林水産部農業基盤整備課

令和5年2月1日現在

台帳上の コード	ため池名	所在地	管理者	ため池諸元			かんがい 受益面積 (ha)
				提高 (m)	提頂長 (m)	総貯水量 (千 $m^3$ )	
174020003	第1山池	良川	良川区長	4.6	66.0	8.2	10.0
174020023	八幡谷下池	黒氏	黒氏区長	5.7	43.0	2.6	5.0
174020035	佛面下池	春木	春木区長	3.7	63.0	8.3	10.0
174060001	横手の池	西馬場	西馬場区長	3.3	257.5	18.3	20.0
174060004	大谷内池	能登部下	能登部下区長	8.8	36.5	17.9	20.0
174060005	小谷内池	能登部下	能登部下区長	5.8	37.0	8.2	20.0
174020014	南谷池	末坂	末坂区長	6.2	57.0	7.6	4.6
174020037	谷内池	大槻	大槻区長	2.2	34.0	1.1	3.0
174040045	穴田池	芹川	芹川区長	2.7	44.0	0.4	2.0
174060002	谷内堤	能登部上	能登部上区長	4.0	37.0	2.1	4.0
174060024	しいやまの池	能登部下	能登部下区長	2.4	27.0	1.0	3.0
174020030	常楽池	大槻	大槻区長	5.5	128.0	22.5	20.0
174040004	歳上池	井田	井田区長	4.7	213.0	9.3	20.0
174040010	木入通池	最勝講	最勝講区長	2.5	229.0	2.8	15.0

## (11) 道路注意箇所（異常気象時における道路通行規制箇所）

県土木部道路整備課  
令和4年4月1日現在

### 県管理道路

#### (ア) 主要地方道

路線名	担当 事務所名	規制区間		交通量 台/日	規制条例 (通行止)	危険内容
		区間	延長 (km)			
氷見田鶴浜線	中能登	中能登町原山（県境） ～中能登町芹川	3.50	2,700	パトロール等を行ない、 気象・現地の状況等から 危険と予想される場合	落石、法面崩壊、 路肩決壊

#### (イ) 一般県道

路線名	担当 事務所名	規制区間		交通量 台/日	規制条例 (通行止)	危険内容
		区間	延長 (km)			
函屋酒井線	中能登	志賀町函屋町 ～中能登町金丸	4.8	2,500	パトロール等を行ない、 気象・現地の状況等から 危険と予想される場合	落石、法面崩壊、 路肩決壊

路線名	担当 事務所名	規制区間		交通量 台/日	規制条例 (通行止)	危険内容
		区間	延長 (km)			
鹿西氷見線	中能登	中能登町高畠 ～中能登町原山（県境）	3.50	1,400	パトロール等を行ない、 気象・現地の状況等から 危険と予想される場合	落石、法面崩壊

路線名	担当 事務所名	規制区間		交通量 台/日	規制条例 (通行止)	危険内容
		区間	延長 (km)			
良川磯辺線	中能登	中能登町小竹 ～中能登町小竹（県境）	4.00	500	パトロール等を行ない、 気象・現地の状況等から 危険と予想される場合	落石、法面崩壊

## 4 防災上必要な施設及び設備等

### (1) 各種観測施設

#### ア 積雪観測所

観測位置	観測者	
鳥屋（梅の里公園）	中能登土木総合事務所	テレメーター
二宮（中能登町役場旧鹿島庁舎）	中能登土木総合事務所	テレメーター
鹿西（中能登町役場行政サービス庁舎）	中能登土木総合事務所	テレメーター
碁石ヶ峰（鹿島少年自然の家）	中能登土木総合事務所	テレメーター
上後山（あすなろ公園）	中能登土木総合事務所	テレメーター

#### イ 雨量観測所

水系名	水系	観測所名	所在地	観測者名	観測種別
長曾川	地獄谷川	碁石ヶ峰	中能登町高島	中能登土木総合事務所	テレメーター
〃	長曾川	能登部	中能登町徳丸	中能登土木総合事務所	テレメーター
二宮川・長曾川	長曾川	濁川橋	中能登町徳前	中能登土木総合事務所	テレメーター

(ア) 雨が降り始めて70ミリメートルに達したとき、又は1時間に20ミリメートル以上に達したとき及び3時間に40ミリメートル以上に達したときその時刻と降り始めの時間

(イ) その後は毎時ごとの観測値

(ウ) 雨が止んだときは、その時刻と雨量

#### ウ 水位観測所

河川名	観測所名	所在地	観測員	付近の堤防高	平均水位	水防団待機水位	氾濫注意水位	観測方法	測器種類
長曾川	濁川橋	中能登町徳前	中能登土木総合事務所	1.60	0.10	0.50	0.70	常時	テレメーター
二宮川	二宮川橋	中能登町徳前	中能登土木総合事務所	1.80	0.10	0.50	0.70	常時	テレメーター
地獄谷川	地獄谷川橋	中能登町高島	中能登土木総合事務所	1.80	0.10	0.40	0.60	常時	テレメーター
羽咋川	羽咋川の場	羽咋市の場町	羽咋土木事務所	2.95	0.10	0.85	1.15	常時	テレメーター

## (2) 水防倉庫及び資材備蓄

番号		59 指		56 指	
倉庫名		福田水防倉庫		中能登町水防倉庫	
資器材名	数量	計画	現有	計画	現有
	鉄線蛇籠	本			20
溜石（玉石）	・				
鉄線	Kg	20	25	20	0
空俵（かます）	枚				
むしろ（たたみ）	枚	100	0	100	12
麻袋	枚	50	10		
ビニール袋（ナイロン土のう）	枚	3,000	6,000	2,000	1,000
大型土のう	枚		40		36
二子縄	玉	10	9	10	5
杭	本	100	100	50	30
丸太	本	20	50	0	36
ロープ	丸	2	10	3	8
ワイヤロープ	丸				
厚板	枚	10	15	3	
釘	Kg	5	5	5	5
シート	枚		37	10	22
鉄杭	本	30	95	20	13
掛矢	丁	5	5	5	10
ハンマー	丁		6	2	3
スコップ	丁	20	26	20	25
ツルハシ	丁	10	8	10	11
一輪車	台		3		7
のこぎり	丁		7		2
オノ	丁		3		4
ナタ	丁		2		2
ライフジャケット	着		9		

番号		57 指		58 指	
倉庫名		新庄水防倉庫		能登部上水防倉庫	
資器材名	数量	計画	現有	計画	現有
	鉄線蛇籠	本	10	0	
溜石（玉石）	・				
鉄線	Kg	50	50	20	20
空俵（かます）	枚				
むしろ（たたみ）	枚			100	0
麻袋	枚	50	30	50	
ビニール袋（ナイロン土のう）	枚	3,000	8,000	600	1,200
二子縄	玉	10	0	10	5
杭	本	100	70	50	30
丸太	本			70	
ロープ	丸	2	5	1	5
ワイヤロープ	丸				
厚板	枚			15	5
釘	Kg		5	10	4
シート	枚	20	22		10
鉄杭	本	20	40		30
掛矢	丁	5	5	3	1
ハンマー	丁	1	3	1	1
スコップ	丁	10	21	10	25
ツルハシ	丁				0
一輪車	台		4		3

### (3) 水道の現況（供給区域及び能力等）と指定業者

#### ア 水道の現況

名称	種別	給水区域	計画給水人口	計画給水量	備考
中能登町上水道	上水	石動山を除く地域	18,860人	9,600 m <sup>3</sup> /日	春木浄水場 3,240 m <sup>3</sup> /日 在江浄水場 5,010 m <sup>3</sup> /日 県営水道 1,350 m <sup>3</sup> /日

水源の名称	取水地点	原水の種類	深度(m)	口径(mm)	計画取水能力	取水の方法
春木1号水源	春木	深井戸	150	300	1,080 m <sup>3</sup> /日	揚水ポンプ方式
春木2号水源	大槻	深井戸	150	350	1,570 m <sup>3</sup> /日	揚水ポンプ方式
春木3号水源	大槻	深井戸	150	350	1,070 m <sup>3</sup> /日	揚水ポンプ方式
春木4号水源	春木	深井戸	150	350	1,090 m <sup>3</sup> /日	揚水ポンプ方式
在江1号水源	在江	深井戸	160	350	1,760 m <sup>3</sup> /日	揚水ポンプ方式
在江2号水源	在江	深井戸	160	350	1,680 m <sup>3</sup> /日	揚水ポンプ方式

水源の名称	取水地点	原水の種類	計画取水能力	取水の方法
石川県営水道	金丸	浄水	1,350 m <sup>3</sup> /日	県水受水槽にて受水

#### イ 水道指定業者

令和2年2月1日現在

工事店名	住所	電話番号
池島設備	中能登町小金森千部 28 番地	0767-77-1680
(有)池田設備	中能登町小竹千部 9 番地	0767-77-1631
大岡工務店	中能登町良川又部 100 番地	0767-74-1105
岡部設備工業	中能登町上後山カ部 34 番地	0767-72-2840
壁屋建設(株)	中能登町二宮ナ部 4 番地	0767-76-1033
川口設備	中能登町黒氏 10-27-3	090-2120-5696
北原設備	中能登町廿九日ト部 18 番地	0767-74-1198
(有)作間プロパン商会	中能登町高畠る部 2 番地	0767-77-1800
清酒設備	中能登町廿九日又部 100 番地	0767-74-1668
(有)タニヤ	中能登町羽坂 11 部 11 番地	0767-74-0674
(株)林組	中能登町能登部上リ部 123 番地	0767-72-2132
(有)広瀬電気商会	中能登町二宮ホ部 207 番地 1	0767-76-0176

工事店名	住 所	電話番号
(有)フジイ管工業	中能登町金丸ノ部 49 番地 3	0767-72-2069
細川ポンプ店	中能登町二宮ハ部 149 番地	0767-76-0147
誠造園	中能登町二宮ナ部 12 番地 1	0767-76-0893
三浦設備	中能登町良川 13 部 93 番地	0767-74-2822
(有)南設備土木	中能登町瀬戸ソ部 77 番地	0767-74-1207
宮島設備	中能登町金丸又へ部 21 番地	0767-72-3046
谷内田設備工業	中能登町能登部下 111 部 4 番地	0767-72-3291
山恵設備工業	中能登町羽坂 2 部 65 番地	0767-74-0230
鹿西設備	中能登町能登部下 100 部 35 番地 1	0767-72-2411
横井(株)	中能登町高島へ部 24 番地	0767-77-2368
(株)朝山設備	七尾市万行町 5 部 1 番地	0767-52-5631
アムズ(株)	七尾市白馬町 5 7 部 13 番地	0767-57-1005
稲田管工業(株)	七尾市下町へ部 19 番地	0767-57-1203
姥浦建設(株)	七尾市藤橋町申 1 番地	0767-53-5962
尾崎設備	七尾市天神川原町ル部 7 番地	0767-53-5640
加賀建築設備	七尾市中島町小牧夕部 123 番地	090-3293-9154
霞流管工業	七尾市石崎町泉台 1 - 35	0767-62-0635
(株)霞流配管設備所	七尾市石崎町イ部 104 番地	0767-62-2566
川崎設備	七尾市万行町 33 部 101 番地	0767-52-3778
(株)環境企業シミズ	七尾市祖浜町五部 23 番地甲 1	0767-53-6878
(株)環境日本海サービス公社	七尾市昭和町 61 番地	0767-53-0437
協和リビング(株)	七尾市馬出町イ部 13 - 3	0767-52-7075
コイサ設備	七尾市田鶴浜町ト部 80 番地	0767-68-3205
越川設備工業	七尾市万行町 48 部 50 番地	0767-53-2287
(有)寿産業	七尾市矢田新町ホ部 13 番地	0767-52-2251
(有)サンワ工業	七尾市中島町小牧ス部 4 番地 2	0767-66-1679
(有)シラヤマ	七尾市万行町参部 2 番地 3	0767-59-1900
杉岡設備	七尾市田鶴浜町杉森に部 31 番地 1	0767-68-3675
(株)第一工業	七尾市八幡町へ部 72 番地 1	0767-57-1511
(株)田村工業	七尾市小島町六部 5 番地 3	0767-52-2941

工事店名	住 所	電話番号
(有)徳サン工業	七尾市白馬町参式部 37 番地	0767-57-2234
(有)中出設備工業	七尾市矢田町 3 号 78 番地 1	0767-53-0276
(株)中西設備	七尾市泉南台 64 番地	0767-62-1329
(有)中村技研工業	七尾市町屋町カ部 19 番地 1	0767-57-1816
ノマツ設備	七尾市鶴浦町 67 部 38 番地	090-4328-7139
(有)平石工業	七尾市中島町田岸式部 1 番地 4	0767-66-1652
北陸電気工事(株)七尾支店	七尾市寿町 112 番 2 号	0767-52-3421
北研エンジニアリング(株)七尾支店	七尾市白馬町 57 部 13 番地	0767-57-2648
(有)室塚ポンプ商会	七尾市江曾町ナ部 1 番地	0767-57-1128
(有)嵐工業	羽咋市新保町上 239- 1	0767-22-3172
(有)あわき設備工業	羽咋市柴垣町 36 字 1 番地	0767-27-1222
菊設備	羽咋市柴垣町 18 字 109 番地	0767-27-1237
(株)三和設備工業	羽咋市西釜屋町ノ部 65 番地 7	0767-22-6162
清水電興(株)	羽咋市酒井町ね 9 番地	0767-26-1106
東亜鑿泉工業(株)	羽咋市深江町ヲ 36 番地 2	0767-22-3155
(株)富永設備	羽咋市太田町い部 25 番地	0767-26-1258
羽咋設備(株)	羽咋市新保町下 218 番地 12	0767-22-7027
(有)平井設備	羽咋市大川町 2 丁目 155 番地 2	0767-22-4255
古澤工業(株)	羽咋市柴垣町 17 字 11 番地	0767-27-1200
(株)アイ管	志賀町字米町レ部 14 番地	0767-38-8080
(有)アオキ設備工業	志賀町仏木リの 55 番地 1	0767-37-2700
(有)青谷工業	志賀町字徳田丙 52 番地 1	0767-37-1425
芝中設備工業(株)	志賀町仏木ぬの 4 番地	0767-37-1443
須原設備	志賀町字高浜町ニ部 13 番地 8	0767-32-4484
(有)田渕工業	志賀町米町タ 26 番地 5	0767-38-1028
(有)フクシマバーナー	志賀町字高浜町クの 42 番地 6	0767-32-0476
松谷建設(株)	志賀町大島 2 の 34 番地 26	0767-32-0088
(有)和光産業	志賀町福野口部 65 番地 1	0767-32-3516
(有)石尾設備工業	宝達志水町柳瀬チ 61 番地	0767-29-3753
北国工業(株)	宝達志水町小川ヨ部 106 番地 2	0767-28-3355

工事店名	住 所	電話番号
宮城工業(株)	宝達志水町敷浪ハ 207 番地 2	0767-29-2897
(有)山口工業	宝達志水町荻谷子部 15 番地 1	0767-29-2758
(株)油野水道設備	かほく市内日角 5 丁目 26 番地	076-283-3004
(有)沢田電興社	かほく市内日角チ 89 番地	076-283-0498
(有)中村住設	かほく市谷ヲ 4 番地	076-285-0821
(株)盟光管工	かほく市長柄町ワ 3 番地 1	0762-81-0211
(有)ヨジロ設備	かほく市高松ワ 1 - 7	076-282-5721
(有)カサハラ住設	津幡町字中条 4 号 31 番地 6	0762-28-8377
(株)津幡工業	津幡町清水ア 9 番地	076-288-3255
山藤管工(株)	津幡町北中条 5 丁目 9 番地	076-288-3825
(有)横谷設備工業	内灘町字宮坂 3 字 4 番地 1	076-286-8398
(株)イースマイル	金沢市金市町ニ 15 番 5	076-258-2855
(有)カタクラ設備	金沢市出雲町イ 393	076-221-5681
(株)加田設備	金沢市黒田 1 丁目 294 番地 2	076-249-5319
木沢設備工業(株)	金沢市本町 1 丁目 2 番 48 号	0762-21-7980
(株)コーシン	金沢市上荒屋 5 丁目 318 番地	076-269-3166
鈴木管工業(株)	金沢市尾張町 2 丁目 9 番 1 号	0762-21-0589
ゼンシン設備	金沢市示野町西 68 番地	076-267-6711
(株)センダ住設	金沢市千木町ホ部 85 番地 1	0762-58-2460
(有)大黒設備	金沢市久安 1 丁目 420 番地	0762-45-2003
(株)テッククリエイト	金沢市栗崎町 5 丁目 24 番地 2	076-237-0025
ナカハシ商事(株)	金沢市戸水町カ 103 番地	076-291-6511
成瀬管工業(株)	金沢市法光寺町 84 番地	076-258-4295
ネオ工業(株)	金沢市栗崎町 3 丁目 207 番地	0762-38-4311
マツオ工業(株)	金沢市東力町二之部 197 番地 1	076-291-1800
(有)水上住設	金沢市疋田 2 丁目 107 番地	076-257-7887
(株)ムカイ設備	金沢市下安原町東 1373 番地 2	076-249-6550
(株)ムカイダ住宅設備	金沢市藤江北 4 丁目 256 番地	076-268-3861
(有)中川設備工業	白山市宮永町 357 番地	0762-75-1530
(株)林管工	白山市成町 159	0762-75-0610

工事店名	住 所	電話番号
(株)テクノ管工	小松市安宅町ヌ 48 番地 5	0761-24-6085
(株)清水建商	穴水町字麦ヶ浦ハ部 158 番地 2	0768-52-2466
(株)サンユーワークス	珠洲市飯田町 7 部 76 番地	0768-82-2118
(株)シンエイ	大阪府大阪市中央区谷町 2 丁目 4-3	06-6944-7797

## (4) ヘリポート適地

### ■ヘリコプター離着陸可能場所（場外離着陸場【航空法第79条関係】）

所在地	ヘリポート等の名称		施設管理者 又は占有者	施設規模			広さ
	専用	名称		大型	中型	小型	長さ×幅
中能登町末坂ナ-7		鳥屋小学校運動場	鳥屋小学校長	○			140×90
中能登町東馬場そ11		中能登町運動公園	中能登町教育委員会	○			120×60
中能登町能登部下134-1		アッピー鹿西多目的広場	中能登町教育委員会	○			120×170
中能登町能登部上ヲ1		鹿西高等学校運動場	鹿西高等学校長	○			150×90
中能登町井田ほ25		レクトピアパーク	中能登町教育委員会	○			90×50

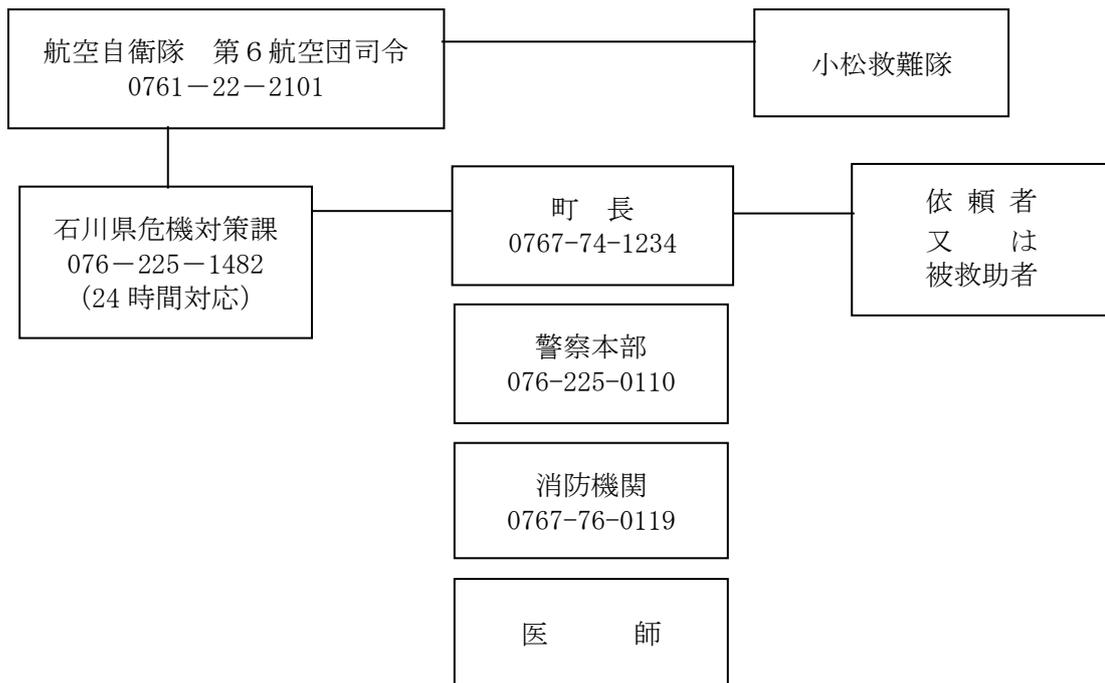
### ■ヘリコプター離着陸可能場所（緊急離着陸場）

所在地	名称	施設管理者	広さ
中能登町一青人3-16	旧鳥屋中学校グラウンド	中能登町	150×80

### —参考—

#### ■航空自衛隊ヘリコプター派遣要請について

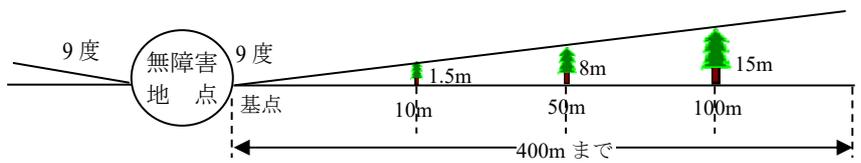
災害時における自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の派遣要請は、石川県地域防災計画の「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところにより行うものであるが、特に人命救助のため、ヘリコプターの派遣を要請する場合は、次の点に留意すること。



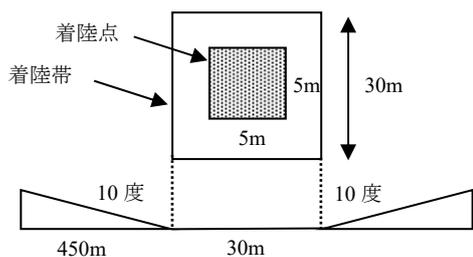
- ① 自衛隊派遣要請員は、都道府県知事、海上保安庁長官、管区海上保安本部長及び空港事務所長に限定されており、海難事故、航空機事故以外は、すべて知事が要請することになる。従って直接航空自衛隊に要請は出来ない。
- ② 知事への依頼は、原則として市町長名によるものとする。  
例外的には、警察本部長又は消防機関の長についても認める。  
(依頼は口頭又は電話でよいが、後日文書で依頼すること。)
- ③ 救助依頼時には、特に次の点を詳しく通報すること。

- ・被救助者の状況（緊急性の有無）
- ・天候（悪天候、夜間の場合はヘリコプターは飛べない。）
- ・地形（目標物）、ヘリポート適地
- ・病院の手配、救急車の手配の有無

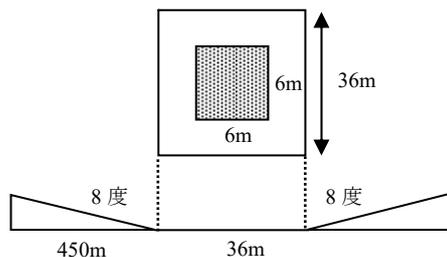
- ④ 急患の遠隔地の病院への転送については、受入病院への連絡、受け入れ側の救急車の手配は原則として依頼者側で行うこと。
- ⑤ ヘリコプター発着場所の設定  
ヘリコプターの離着陸のための適地としては、平坦（勾配 $4^{\circ}$ ～ $5^{\circ}$ 以下）であって、周囲に建物、かん木及び電線等の障害物がなく、また積雪のある場合は踏み固める。  
ア 次の基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。  
イ ヘリコプターの種別による着陸地点及び無障害地点の基準



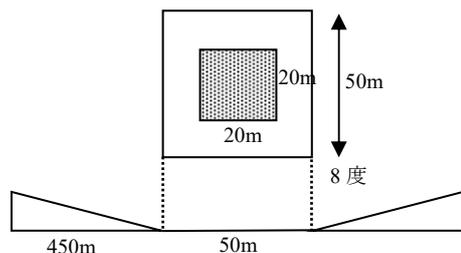
a OH-6



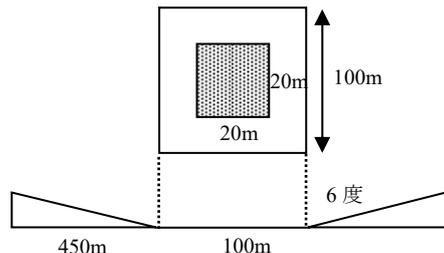
b UH-1



c UH-60



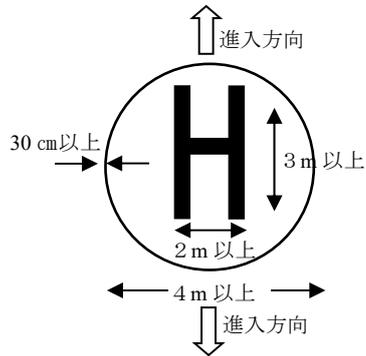
d CH-47



(イ) 着陸地点の地盤は、堅固で平坦地であること。

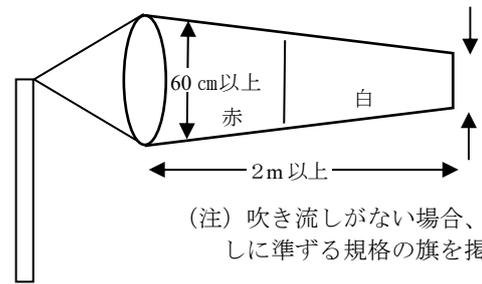
イ 着陸地点には、次の基準のⓂ記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

(ア) H記号の基準



石灰等で標示、積雪時は墨汁、  
絵の具等で明瞭に表示。

(イ) 吹き流しの基準



(注) 吹き流しがない場合、吹き流しに準ずる規格の旗を掲載。

- ・生地は繊維
- ・型は円形帯

ウ 危害予防の措置

(ア) 着陸地帯への立入禁止

着陸地帯及びその近傍において運行上の障害となるおそれがある範囲には、立ち入らせ  
ない。

(イ) 防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講  
ずる。

(5) 指定避難所及び指定緊急避難場所

No.	指定 避難所	名 称	所在地	電話 番号	収容 人員 (人)	災害種別				
						洪水	がけ崩れ 土石流 地滑り	地震	大規模 火災	内水 氾濫
1	○	中能登町立 こすもす保育園	良川 た部 3 番地	74-2051	306	×	○	○	○	○
2	○	中能登町立 たんぼぼ保育園	春木 3 部 18 番地 1	74-2054	270	×	○	○	○	○
3	○	中能登町 社会福祉センター	末坂 9 部 43 番地	74-1234	318	×	○	○	○	○
4	○	保健センター 「すくすく」	末坂 2 部 57 番地 1	74-2252	188	×	○	○	○	○
5	○	ふるさと創修館	一青 こ部 19 番地 1	74-2735	615	×	○	○	○	○
6	○	ラポールよしかわ	良川 ち部 15 番地	74-0214	164	×	×	○	○	○
7	○	中能登町立 つくし保育園	水白 19 部 1 番地 1	77-8181	436	○	○	○	○	○
8	○	中能登町立 あおば保育園	二宮 カ部 58 番地	76-8181	549	○	×	○	○	○
9	○	ディサービスセンター 「いこい」	東馬場 ほ部 18 番地 1	76-2136	101	○	○	○	○	○
10	○	ふれあい交流館 「北部」	坪川 リ部 23 番地	76-0241	54	○	○	○	○	○
11	○	農村環境改善センター 「パルみおや」	福田 フ部 111 番地 1	77-2439	363	○	○	○	○	○
12	○	生涯学習センター 「ラピア鹿島」	井田 に部 50 番地	76-1900	1,345	○	○	○	○	○
13	○	鹿島体育センター	井田 い部 34 番地	76-1848	1,525	○	×	○	○	○
14	○	石川県立鹿西高等学校	能登部上 ヲ部 1 番地	72-2299	1,082	○	○	○	○	○
15	○	鹿西体育館	能登部下 91 部 23 番地	76-1900	554	○	○	○	○	○
16	○	中能登町立 さくら保育園	能登部下 46 部 1 番地 1	72-8000	535	○	○	○	○	○
17	○	カルチャーセンター 飛翔	能登部下 134 部 1 番地	72-4555	1,149	○	○	○	○	○
18	○	かねまる交流館	金丸 932 番地	-	149	○	×	○	○	○
19	○	中能登中学校	良川 け部 1 番地 1	74-8080	1,862	○	○	○	○	○
20	○	老人福祉センター 「ゆうゆう」(福祉)	末坂 2 部 37 番 1 地	74-2278	150	×	○	○	○	○
21	○	特別養護老人ホーム 「鹿寿苑」(福祉)	西馬場 エ部 56 番地	72-2600	180	○	○	○	○	○
22	-	(旧)鳥屋中学校 グラウンド	一青 人 3 部 16 番地	-	9,901	×	○	○	○	○
23	-	鹿西高等学校 グラウンド	能登部上 ヲ部 1 番地	-	15,527	×	×	○	○	○
24	-	(旧)鹿西中学校 グラウンド	能登部下 92 部 24 番地	-	6,400	×	○	○	○	○
25	-	金丸多目的広場	金丸 931 番地	-	4,442	×	×	○	○	○

No.	指定避難所	名称	所在地	電話番号	収容人員(人)	災害種別				
						洪水	がけ崩れ 土石流 地滑り	地震	大規模 火災	内水 氾濫
26	-	アップー鹿西 多目的広場	能登部下 134部1番地	-	15,785	×	○	○	○	○
27	-	古墳公園とりや	川田 ホ部42番地	-	15,334	×	○	○	○	○
28	-	中能登町運動公園	東馬場 そ部11番地	-	21,575	×	○	○	○	○
29	-	レクトピアパーク	井田 ほ部25番地	-	9,254	×	○	○	○	○
30	-	道の駅 「織姫の里なかのと」	井田 ぬ部10番地1	76-8000	8,899	×	○	○	○	○

※災害種別ごとの適否の凡例 「○」：適 「×」：不適

## (6) 輸送用車両等の保有状況（保有車両10台以上）

北陸信越運輸局石川運輸支局

令和4年10月1日現在

事業者名	所在地	保有車両				事業種別	電話番号
		普通	小型	特殊	計		
是則北陸運輸(株)	良川よ 49-2	27	1		28	特積	74-0546
日生運輸(株)	良川 17-7	30			30	一般	74-0037
鹿西運送(株)	良川 6-63	11			11	一般	74-0168
(有)マルヒ運送	黒氏 9-1	10			10	特定	74-0846
(有)山喜商事	能登部上丙 1-1	12			12	一般	72-4017
水口運送(株)	徳前み 27	15	1		16	一般	76-1225

※事業種別区分 一般：一般貨物自動車運送事業  
 特積：一般貨物自動車運送事業（特別積合せ運送を含む）  
 特定：特定貨物自動車運送事業

## (7) 通信施設

七尾鹿島消防本部  
令和4年4月1日現在

基地局 呼出名称	所在地	電話番号	出力	運用周波数	移動局数
七鹿本部	七尾市つつじが浜 3-83 (消防本部内)	53-0119	10w	活動波 3 波 主運用波 7 波 統制波 3 波	中能登消防署配置 車載 4 局 (5w) ・指揮車 1 ・消防車 2 ・救急車 1
中能登消防署	中能登町東馬場か 16-1 (中能登消防署内)	76-0119	10w	(いずれも 260MHz帯)	携帯 3 局 (2W) 可搬 1 局 (5w) 消防団配置 車載 5 局 (5w)

## (8) 非常食の備蓄

令和4年12月1日現在

災害 種別	品名	カルチャーセンター 飛翔	中能登中学校 備蓄倉庫	行政サービス 庁舎倉庫	ラピア鹿島	備考
一般・地震・ 雪害等	携帯おにぎり (わかめ・こんぶ)			2,000 食		保存期限 2025年7月
				1,500 食		保存期限 2026年8月
				1,000 食		保存期限 2027年8月
				1,250 食		保存期限 2027年12月
	水 (500ml/本)			2,016 本		保存期限 2027年5月
				1,320 本		保存期限 2027年7月
			2,400 本		保存期限 2027年8月	
原子力	携帯おにぎり (わかめ・こんぶ)				1,050 食	保存期限 2028年3月
	アルファ米 (ミキサー粥)				500 食	保存期限 2027年11月
	アルファ米 (ほたて粥)				550 食	保存期限 2030年5月
	ポケット味噌汁				2,100 食	保存期限 2027年11月
	水 (500ml/本)				6,312 本	保存期限 2028年2月

## 5 要配慮者関連施設

## (1) 要配慮者関連施設一覧

種類	施設名称	所在地	電話番号	土砂警	浸水	備考(用途)
児童 施設 厚生	とりや児童館	末坂ナ部 5 番地	74-2515	黄	Ⅱ	児童館
	かしま児童館	二宮レ部 25 番地	76-0506	黄	—	
	ろくせい児童館	能登部上へ部 119 番地 4	72-3792	黄	—	
児童福祉施設	こすもす保育園	良川た部 3 番地	72-2051	—	Ⅱ	保育園
	たんぼぼ保育園	春木 3 部 18 番地 1	72-2054	—	Ⅱ	
	とりやのの子ども園	春木 11 部 38 番地	74-0135	—	Ⅱ	
	つくし保育園	水白 19 部 1 番地 1	77-8181	—	—	
	あおば保育園	二宮カ部 58 番地	76-8181	黄	—	
	さくら保育園	能登部下 46 部 1 番地 1	72-8000	—	Ⅱ	
高齢者福祉・介護関連施設	老人福祉センターゆうゆう	末坂 2 部 37 番地 1	74-2278	—	Ⅱ	老人福祉施設
	老人福祉センター天平の里	芹川ス部 1 番地	76-0088	黄	—	
	高齢者生きがいセンター	中能登町金丸 995 番地	72-3981	黄	—	
	在宅複合施設「ほのぼの」	末坂 2 部 33 番地 1	74-8065	—	Ⅱ	在宅複合施設
	デイサービスセンター いこい	東馬場ほ部 18 番 1	76-2136	—	—	通所介護施設
	デイサービスセンターひまわり	能登部上千部 30 番地	72-3983	黄	—	
	グループホーム 一青の家	一青な部 2 番地	74-0428	—	Ⅰ	認知症対応型共同生活介護施設
	グループホーム しあわせの里	能登部下 76 部 115 番地	72-3118	黄	—	
	小規模多機能型居宅介護事業所 恵寿みおや	高島井部 20 番地	77-1014	黄	—	小規模多機能型居宅介護施設
	中能登町高齢者支援センター	能登部下 91 部 23 番地	72-2697	—	—	介護予防支援事業所
	特別養護老人ホーム鹿寿苑	西馬場エ部 56 番地	72-2600	—	—	介護老人福祉施設
	第二鹿寿苑	西馬場エ部 64 番地	72-3303	—	Ⅱ	介護老人福祉施設
	介護老人保健施設 なごみの里鹿島	浅井ろ部 106 番地	76-2270	—	—	介護老人保健施設
障害者 支援施設	社会福祉法人つばさの会	良川け部 71 部 1 番地	74-2055	—	—	旧知的障害者通所授産施設
	社会福祉法人つばさの会 わくわく	瀬戸ヨ部 73 番地	74-2450	—	—	共同生活援助
	七施の杜みおや	高島井部 3 番地	050-3432-4620	黄	—	就労継続支援 A 型
	なにかとワーク	井田れ部 88 番地	76-0150	黄	—	就労継続支援 B 型
医療提供施設	なかお内科医院	良川の部 4 番地 1	74-2132	黄	Ⅰ	診療所
	社会医療法人財団 董仙会 鳥屋診療所	末坂 2 部 60 番地 1	74-0249	—	Ⅱ	
	かじ内科クリニック	二宮ホ部 210 番地 1	76-0002	黄	—	
	安田医院	能登部下 105 番 4-1	72-2027	黄	—	

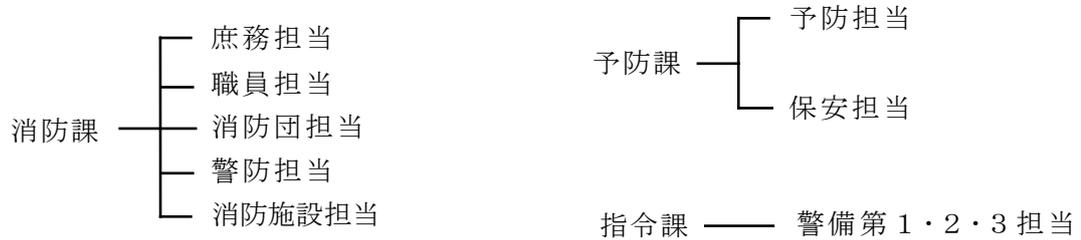
※土砂警(黄:土砂災害警戒区域)、(赤:土砂災害特別警戒区域)

※浸水表示(Ⅰ:0.5m未満の区域、Ⅱ:0.5~3.0m未満の区域、Ⅲ:3.0~5.0m未満の区域)

## 6 消防に関する資料

### (1) 消防本部、署の組織等

#### ■ 消防本部



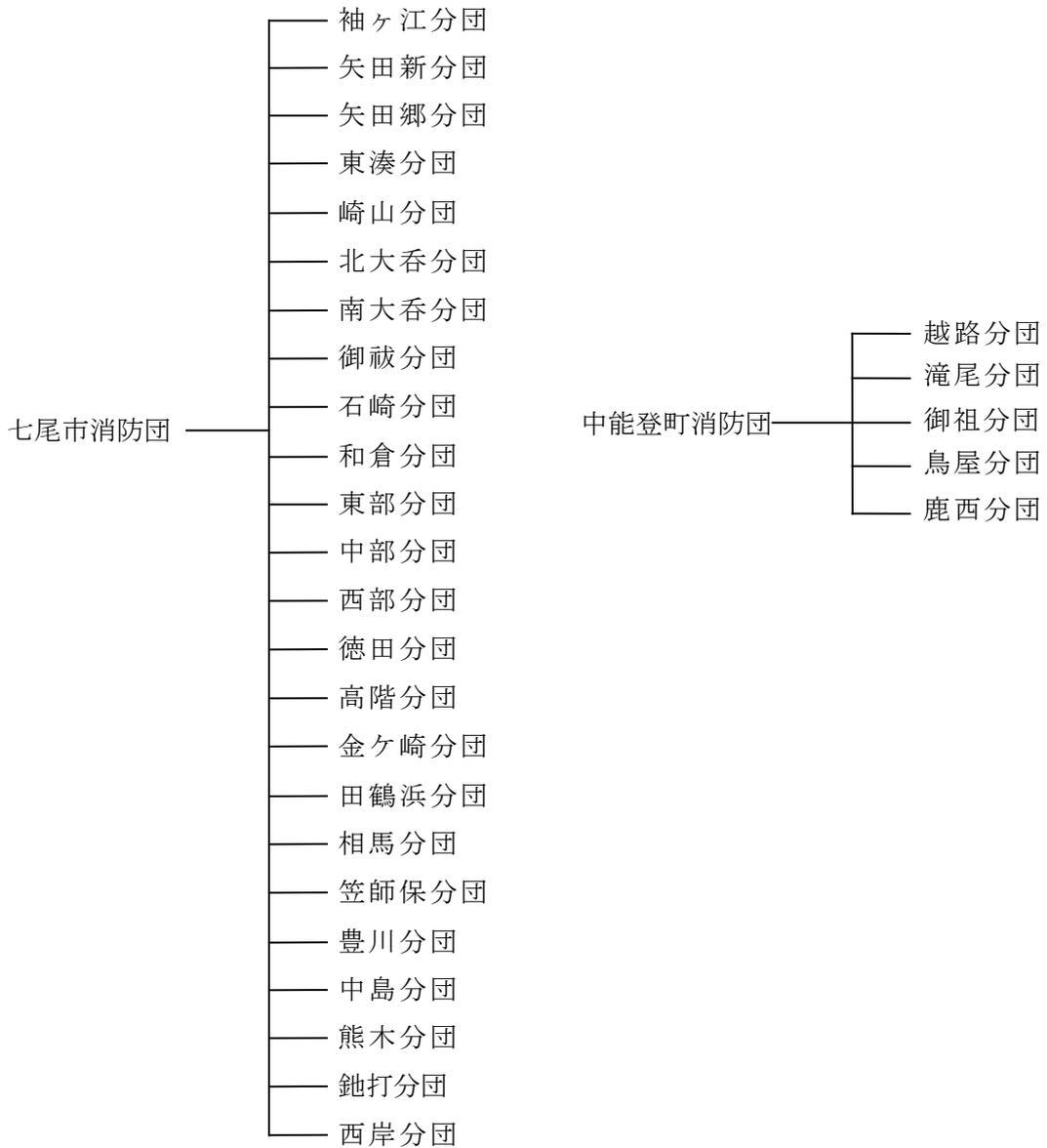
#### ■ 消防署 (3署3分遣所)



## (2) 消防団の組織、人員及び装置

### ア 組織 (2 団 29 分団)

令和4年4月1日現在



イ 中能登町消防団の人員及び装備

七尾鹿島消防本部

令和4年11月24日

名称	人 員									消防自動車数	分団区域
	定員	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	合計		
団本部	9	1	2	1	1	1	1	2	9		

名称	人 員									消防自動車数	分団区域
	定員	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	合計		
越路分団	16			1	1	1	2	10	15	1	中能登町全域

名称	人 員									消防自動車数	分団区域
	定員	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	合計		
滝尾分団	15			1	1	1	2	7	12	1	中能登町全域

名称	人 員									消防自動車数	分団区域
	定員	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	合計		
御祖分団	16			1	1	1	2	8	13	1	中能登町全域

名称	人 員									消防自動車数	分団区域
	定員	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	合計		
鳥屋分団	20			1	1	1	2	13	18	1	中能登町全域

名称	人 員									消防自動車数	分団区域
	定員	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	合計		
鹿西分団	20			1	1	1	2	13	18	1	中能登町全域

## ウ 自衛消防団の小型動力ポンプ設置状況

地区	種類	年式	種別	設置場所
良川沖	トーハツ	H 4	C-1	中能登町良川沖消防器具置場
良川北	ラビット	H 7	C-1	〃 良川北 〃
良川地頭	トーハツ	H14	C-1	〃 良川地頭 〃
黒氏深沢	トーハツ	S62	C-1	〃 黒氏深沢 〃
一青・黒氏	トーハツ	H 2	C-1	〃 一青 〃
黒氏新町	トーハツ	H18	C-1	〃 黒氏新町 〃
末坂	トーハツ	R 3	C-1	〃 末坂 〃
羽坂・今羽坂	トーハツ	H21	C-1	〃 羽坂 〃
春木	トーハツ	R 2	C-1	〃 春木 〃
新庄	トーハツ	S61	C-1	〃 新庄 〃
川田	ラビット	H23	C-1	〃 川田 〃
大槻	トーハツ	R 1	C-1	〃 大槻 〃
瀬戸	トーハツ	H30	C-1	〃 瀬戸 〃
花見月	トーハツ	H29	C-1	〃 花見月 〃
北部	ラビット	S63	C-1	〃 北部 〃
久乃木	トーハツ	H14	C-1	〃 久乃木 〃
武部	トーハツ	H22	C-1	〃 武部 〃
徳前	トーハツ	H10	C-1	〃 徳前 〃
芹川	トーハツ	H30	C-1	〃 芹川 〃
石動山	トーハツ	S58	C-1	〃 石動山 〃
上井田	ラビット	H 7	C-1	〃 上井田 〃
下井田	トーハツ	H 3	C-1	〃 下井田 〃
最勝講	ラビット	H17	C-1	〃 最勝講 〃
東馬場	ラビット	H 5	C-1	〃 東馬場 〃
尾崎	ラビット	H17	C-1	〃 尾崎 〃
小竹	ラビット	S59	C-1	〃 小竹 〃
水白	トーハツ	H15	C-1	〃 水白 〃
久江	トーハツ	H10	C-1	〃 久江 〃
小田中	ラビット	H17	C-1	〃 小田中 〃
福田	ラビット	H 8	C-1	〃 福田 〃
高島	ラビット	H13	C-1	〃 高島 〃
小金森	トーハツ	H14	C-1	〃 小金森 〃
曾祢	ラビット	R 3	C-1	〃 曾祢 〃
西馬場	トーハツ	H 8	C-1	〃 西馬場 〃

地区	種類	年式	種別	設置場所
上区・第1	トーハツ	H10	C-1	〃 能登部上 〃
上区・第2	トーハツ	H22	C-1	〃 能登部上 〃
徳丸	トーハツ	H24	C-1	〃 徳丸 〃
上出	トーハツ	H 9	C-1	〃 能登部下 〃
下出・第1	トーハツ	H 9	C-1	〃 能登部下 〃
下出・第2	トーハツ	H 6	C-1	中能登町能登部下消防器具置場
杉谷	トーハツ	H 6	C-1	〃 金丸 〃
谷内	トーハツ	H12	C-1	〃 〃 〃
沢	トーハツ	H 6	C-1	〃 〃 〃
宮地	トーハツ	H 7	C-1	〃 〃 〃
横町	トーハツ	H16	C-1	〃 〃 〃
正部谷	トーハツ	H 7	C-1	〃 〃 〃
後山	ラビット	H30	C-1	〃 上後山 〃
鳥屋婦人防火クラブ	ラビット	S60	C-1	〃 良川 〃
鹿西女性防火クラブ	トーハツ	H14	C-1	〃 能登部下 〃

### (3) 防火水槽

箇所名	場所	容積 (m <sup>3</sup> )	備考
坂井勝次宅前	良川	55.0	
谷内清宅前	良川	40.0	
町口憲市宅前	良川	36.0	
安養寺前	良川	52.0	
大岡登代子宅横	良川	40.0	
なかよし広場内	良川	40.0	
川縁機業場前	良川	40.0	
松田重幸宅横	良川	17.0	
長浜弘之宅横	良川	40.0	
森正賢三宅前	黒氏	40.0	
末坂消防器具置場前	末坂	40.0	
末坂集会所前	末坂	40.0	
中村達夫宅横	一青	40.0	
角屋了宅横	一青	21.0	
石過桂三宅前	羽坂	15.0	
長屋一郎宅前	羽坂	50.0	
羽坂器具置場横	羽坂	60.0	
長屋武史宅前	羽坂	40.0	

箇所名	場所	容積 (m <sup>3</sup> )	備考
淳美容室前	羽坂	40.0	
肥田電器(株)前	春木	40.0	
卜部一雄宅前	大槻	40.0	
今井機業場横	廿九日	38.0	
瀬戸公民館前	瀬戸	40.0	
笹谷邦夫宅前	瀬戸	40.0	
池田尚宅横	瀬戸	40.0	
村守俊樹宅横	坪川	40.0	
戸田機業場前貯水槽	武部	14.4	
小谷勇平宅前	武部	50.0	
山本公一宅前	武部	12.0	
延命征人宅前	武部	14.4	
二宮ふれあいセンター前	二宮	59.2	
J A鹿島支店倉庫前	二宮	18.1	
松本春子宅前	浅井	40.0	
竹中礼子宅横	徳前	40.0	
なごみの里横	徳前	40.0	
J A倉庫前	徳前	41.0	
桜ヶ丘団入口	徳前	40.0	
鹿島小学校プール	芹川	350.0	
出口裕宅前	芹川	144.0	
滝尾駐在所裏	小竹	72.2	
株式会社シュクタニ前	下井田	40.0	(旧 J A滝尾支店前)
野田博明宅前	下井田	337.6	
アルプラザ鹿島正面	下井田	51.8	
アルプラザ鹿島裏	下井田	51.8	
神社前	東馬場	48.6	
中能登消防署訓練場	東馬場	40.0	
小竹神社境内内	小竹	40.0	
坂口春男宅前	小竹	51.4	
久江体育センタープール	久江	225.0	(旧久江小学校プール)
久江体育センター内	久江	40.0	(旧久江小学校内)
久江集会所横	久江	40.9	
村上悦子宅横	藤井	32.0	
サカコーモールド内	藤井	309.0	
カツミ理容横	福田	20.4	(石田石油横)
徳照寺内	高畠	43.6	
小金森器具置場内	小金森	40.0	

箇所名	場所	容積 (m <sup>3</sup> )	備考
曾祢管理センター横	曾祢	105.9	
松栄正弘宅裏	曾祢	40.0	
曾祢器具置場内	曾祢	56.2	(旧曾祢保育所内)
春本外保宅前	金丸	31.0	
春日神社前	金丸	26.0	
赤島孝雄宅横	金丸	33.0	
石端富雄宅横	金丸	37.0	
山辺保雄宅前	金丸	25.0	
正部谷集会所前	金丸	39.0	
珀琳寺前	金丸	42.0	
金丸駅口交差点横	金丸	47.0	
三宅康裕宅前	金丸	41.0	
宮地神社前	金丸	43.0	
宮地集会所入口	金丸	72.0	
本澤一雄宅横	金丸	46.0	
川原雄次郎宅裏	金丸	40.0	
八十田直宅横	金丸	37.0	
岡野登志枝宅前	金丸	12.0	
石黒善雄宅前	金丸	43.0	
中野久宅横	金丸	40.0	
中村博司宅前	金丸	47.0	
縄手昭意宅前	金丸	43.0	
赤地勇一宅前	金丸	21.0	
茂森雅彦宅横	能登部下	41.0	
近江ニット裏	能登部下	40.0	
とだでんき前	能登部下	60.0	
中島薬局前	能登部下	46.0	
能登比咩神社前	能登部下	40.0	(旧下出会館前)
小幡康二宅横	能登部下	40.0	
大道豆腐店前	能登部下	22.0	
上出クラブ前	能登部下	40.0	
安田医院横	能登部下	43.0	
J R能登部駅前	能登部下	38.0	
良川サイジング前	能登部上	38.0	
鹿西高校横	能登部上	40.0	
越前一成宅前	能登部上	41.0	
還来寺前	能登部下	42.0	
貴船神社裏	徳丸	278.0	
島橋呉服店裏	能登部下	60.0	
成宗寺前	能登部上	40.0	

箇所名	場所	容積 (m <sup>3</sup> )	備考
千田彦之宅前	能登部上	12.0	
能登部交差点	能登部上	40.0	
成田清人宅横	能登部上	41.0	
福島俊夫宅横	能登部上	27.0	
古川薬店前	能登部上	42.0	
かめや電器裏	能登部上	65.0	
室宮敏雄機業場前	能登部上	119.0	
山上善次郎宅横	能登部上	41.0	
北野勇宅前	能登部上	41.0	
大森定次宅前	能登部上	42.0	
小林武男宅裏	能登部上	40.0	
浦田悟宅裏	能登部上	97.5	
神前貞四郎宅横	西馬場	134.0	
山森豊一宅横	西馬場	46.0	
池上弥寿広宅前	西馬場	103.0	
岩田昭治宅前	西馬場	21.0	
小坂孝文宅入口	下後山	43.0	
前多清治宅横	下後山	42.0	
脇本静子宅前	上後山	43.0	
棚田勇宅横	上後山	57.0	
岡部政紘宅入口	上後山	31.0	
大野敏治宅裏	桜新町	40.0	
後山プール	上後山	150.0	
スポーツセンターろくせいプール	能登部下	460.0	
鹿西小学校プール	能登部下	250.0	

## 7 指定文化財

### (1) 中能登町指定文化財（建造物のみ）

区分	名称	所有者・ 管理者	所在地	指定年月日
町指定	大宮坊石層塔笠石	中能登町	中能登町石動山子乙部 4-1 番地	昭和 35 年 9 月 6 日
県指定	伊須流岐比古神社 本殿及び拝殿	石動山区	中能登町石動山子乙部 1-1 番地	昭和 42 年 10 月 2 日
町指定	五智院跡 経塚石層塔群	石川県	中能登町石動山ラ部 10-乙番地 (県営歴史公園)	昭和 43 年 4 月 22 日
県指定	旧観坊	中能登町	中能登町石動山ヤ部 2 番地	昭和 50 年 1 月 8 日
町指定	行者堂	中能登町	中能登町石動山部 1-2 番地 (県有林内)	昭和 63 年 5 月 11 日
町指定	能登部神社本殿	能登部神社	中能登町能登部上ハ部 18 番地	平成 3 年 11 月 1 日
町指定	長楽寺山門	長楽寺	中能登町能登部下 106 部甲の 2 番地	平成 3 年 11 月 1 日
町指定	白山神社本殿	白山神社	中能登町上後山ワ部 64 番地	平成 3 年 11 月 1 日
町指定	滝尾「日輪舎」	中能登町	中能登町井田 56-152	平成 25 年 6 月 12 日

## 8 防災組織及び配置図等

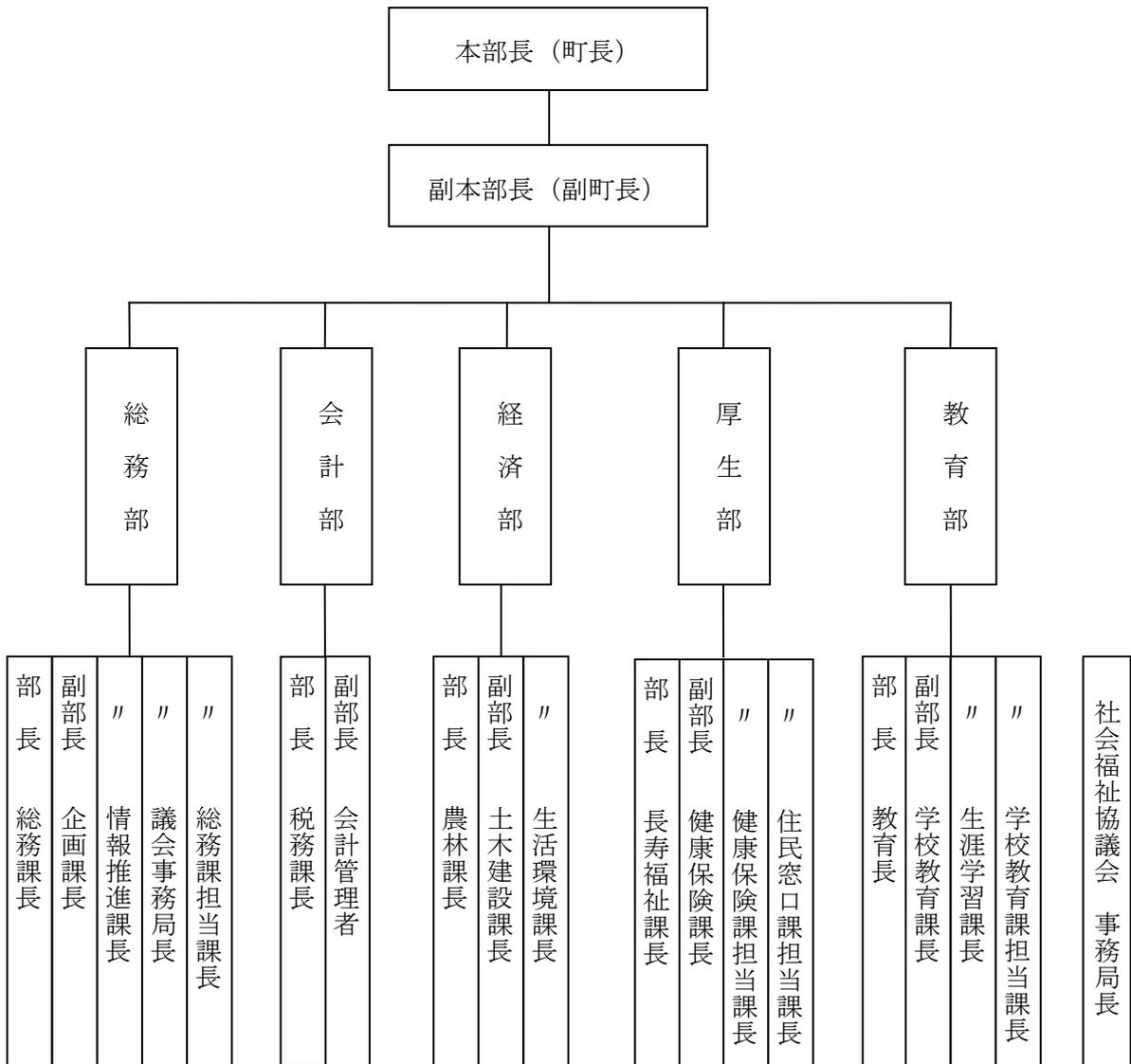
## (1) 防災関係連絡機関一覧表

機 関 名	所 在 地	防災担当課	電話番号	F A X
(町関係)				
中能登町役場総務庁舎	中能登町末坂 9-46	総務課	0767-74-1234	74-1300
		企画課	0767-74-2806	74-1300
		議会事務局	0767-74-2808	74-2818
ケーブルテレビ放送センター	中能登町井田 3-6-7	情報推進課	0767-76-2437	76-8080
中能登町役場行政サービス 庁舎	中能登町能登部下 91-23	住民窓口課	0767-72-3132 0767-72-3130	72-3794
		税務課	0767-72-3136	72-3794
		長寿福祉課	0767-72-3133 0767-72-2697 0767-72-3135	72-3794
		健康保険課	0767-72-3129 0767-72-3140	72-3794
		健康保険課 子育て支援室	0767-72-3134	72-3794
		土木建設課	0767-72-3920 0767-72-3921	72-3929
		農林課	0767-72-3922 0767-72-3923	72-3929
		生活環境課	0767-72-3925 0767-72-3926 0767-72-3927	72-3929
中能登町教育委員会	中能登町井田に-50	学校教育課	0767-76-2808	76-2802
		生涯学習課	0767-76-1900 0767-76-2024	76-0909
(県関係)				
石川県	金沢市鞍月 1-1	危機対策課	076-225-1482 076-225-1483	225-1484
			防災行政無線 (衛星) 外線 1-111-4280~4286 1-111-4289~4291 1-111-5130、5130	1-ポーズ- 111-6743
		道路整備課	076-225-1726	225-1728
		河川課	076-225-1736	225-1740
中能登総合事務所	七尾市小島町ニ-33	企画振興課	0767-52-6111	53-4244
中能登土木総合事務所	七尾市本府中町ソ-27-9	維持管理課	0767-52-5100	52-5104
能登中部保健福祉センター	七尾市本府中町ソ-27-9		0767-53-2482	53-2484
北部家畜保健衛生所	七尾市大津町 1-47		0767-68-3636	68-6295
七尾警察署	七尾市小島町九部 4-5		0767-53-0110	52-5675

機 関 名	所 在 地	防災担当課	電話番号	F A X
(公共的団体・防災上重要な施設関係)				
七尾鹿島消防本部	七尾市つつじが浜 3-83		0767-53-0119	53-3796
中能登消防署	中能登町東馬場か 16-1		0767-76-0119	76-2067
公立能登総合病院	七尾市藤橋町午 22		0767-52-6611	52-9225
ななか斎場	七尾市白馬町ハ-4-1		0767-57-2042	57-2042
ななかりサイクルセンター	七尾市吉田町 10-12-1		0767-68-3200	-
ななか中央埋立場	七尾市藤橋町キ-1		0767-53-5321	-
(国関係)				
総務省消防庁	千代田区霞が関 2-1-2		03-5253-5111	5253-7531
北陸総合通信局	金沢市広坂 2-2-60	陸上課	076-233-4473	-
陸上自衛隊第 14 普通科連隊	金沢市野田町 1-8	第 3 科長	076-241-2171	-
航空自衛隊第 6 航空団	小松市向本折町戊 267	防衛部防衛班長	0761-22-2101	-
金沢地方气象台	金沢市西念 3-4-1	防災業務課	076-231-2065 (24 時間ホットライン)	260-1466
国土交通省北陸地方整備局 金沢河川国道事務所	金沢市西念 3 丁目 23-5		076-241-2115	241-2115
国土交通省 能登国道維持出張所	七尾市千野町に部 28 番地		0767-57-0778	57-0779
七尾公共職業安定所 (ハローワーク七尾)	七尾市小島町西-2	管理課	0767-52-3294	52-3295
農林水産省北陸農政局 金沢野町庁舎	金沢市野町 3 丁目 1 番 23 号 金沢野町庁舎	消費・安全 チーム	076-241-3151 076-241-3162 076-241-3164	
良川郵便局	中能登町良川よ 61-1		0767-74-0942	
鹿島郵便局	中能登町二宮ソ 133-1		0767-76-0042	
鹿西郵便局	中能登町能登部下 101-2		0767-72-2042	
金丸郵便局	中能登町金丸又れ 36-1		0767-74-2342	
(その他)				
西日本旅客鉄道(株)金沢支社	金沢市広岡三丁目 3 番 77 号 JR金沢駅西第一NKビル	総務課	076-253-5205	253-5207
西日本旅客鉄道(株)七尾鉄道部	七尾市御祓町イ-28-2		0767-52-0236	52-9063
日本電信電話(株)金沢支店	金沢市出羽町 4 丁目 1		076-220-4181	224-7094
日本赤十字社石川県支部	金沢市鞍月東 2-48		0762-239-3880	239-3881
北陸電力(株)七尾支社	七尾市三島町 61-7	配電課	0767-53-0203	53-0541
J A 能登わかば	中能登町良川 17-7-1	鳥屋支店	0767-74-0001	74-2216
J A 能登わかば	中能登町二宮レ 189-1	鹿島支店	0767-76-1026	76-1027
J A 能登わかば	中能登町能登部下 91 部 23	鹿西支店	0767-76-2444	72-2443
(株)北國新聞七尾支社	七尾市生駒町 2		0767-53-1881	52-3320
北陸中日新聞社七尾支局	七尾市檜物町 48		0767-53-0498	53-6887

機 関 名	所 在 地	防災担当課	電話番号	F A X
朝日新聞社七尾支局	七尾市上府中町セ 23-4		0767-53-0047	53-0048
読売新聞社能登支局	七尾市国分町メ-12-2		0767-53-0280	53-2515
毎日新聞社北陸総局	金沢市広岡 1 丁目 2-20		076-263-8811	231-7124
テレビ金沢	金沢市古府 2 丁目 136		076-240-3344	240-9096
北陸放送七尾支局	七尾市和倉町カ-16		0767-53-6831	-
NHK能登報道室	七尾市本府中町ニ 35-1		0767-52-1101	52-2044

(2) 災害対策本部組織図



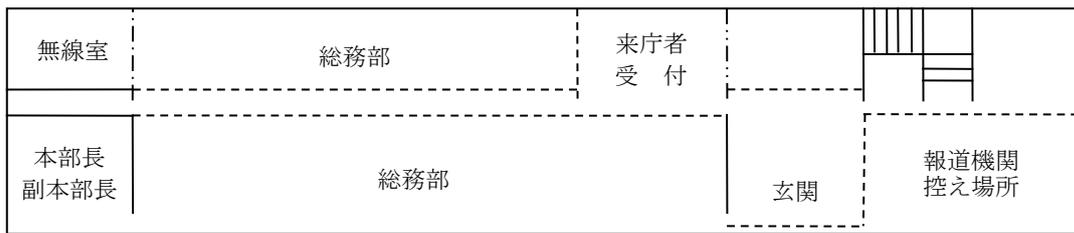
### (3) 災害対策本部配置図

#### 【総務庁舎】

2階

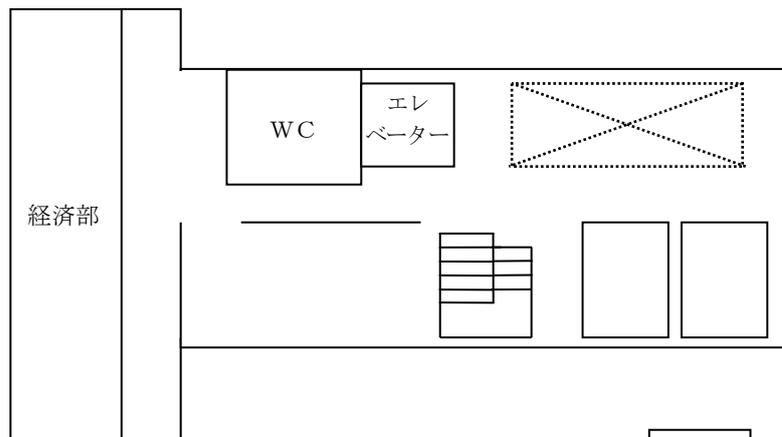


1階

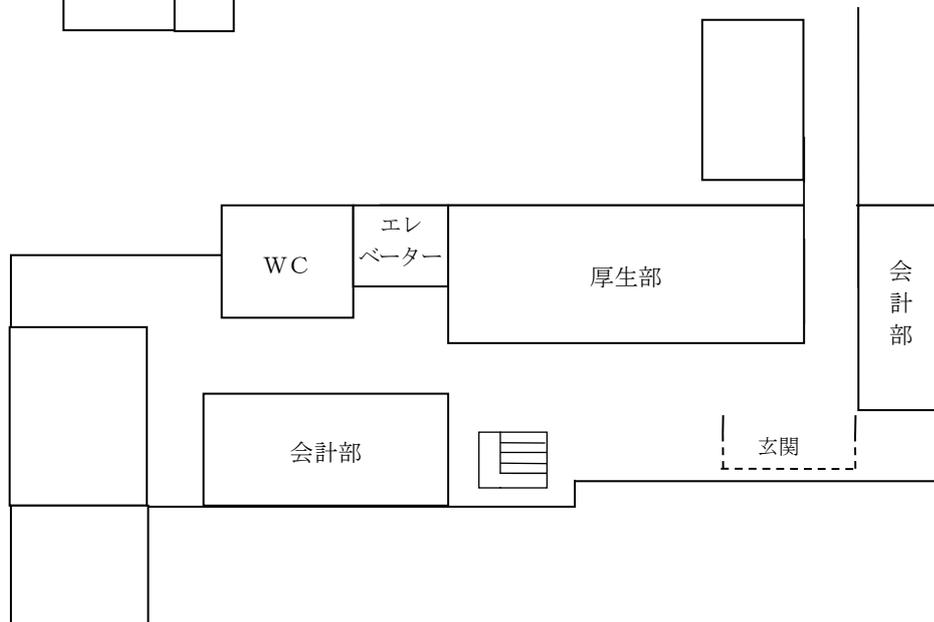


#### 【行政サービス庁舎】

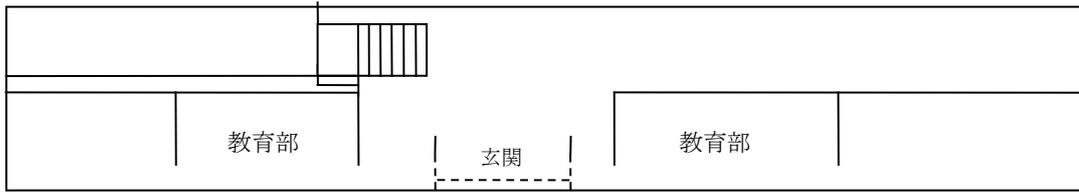
2階



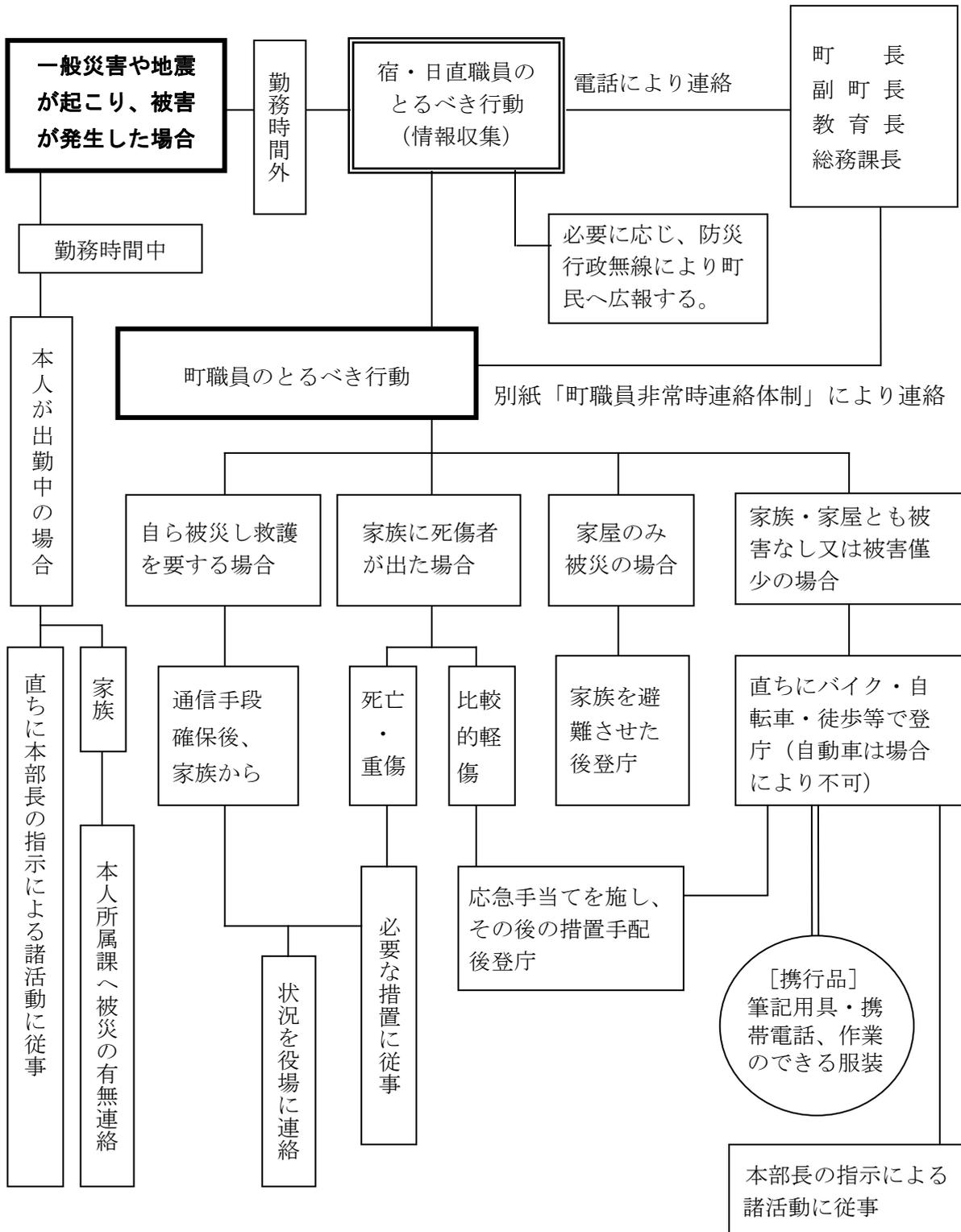
1階



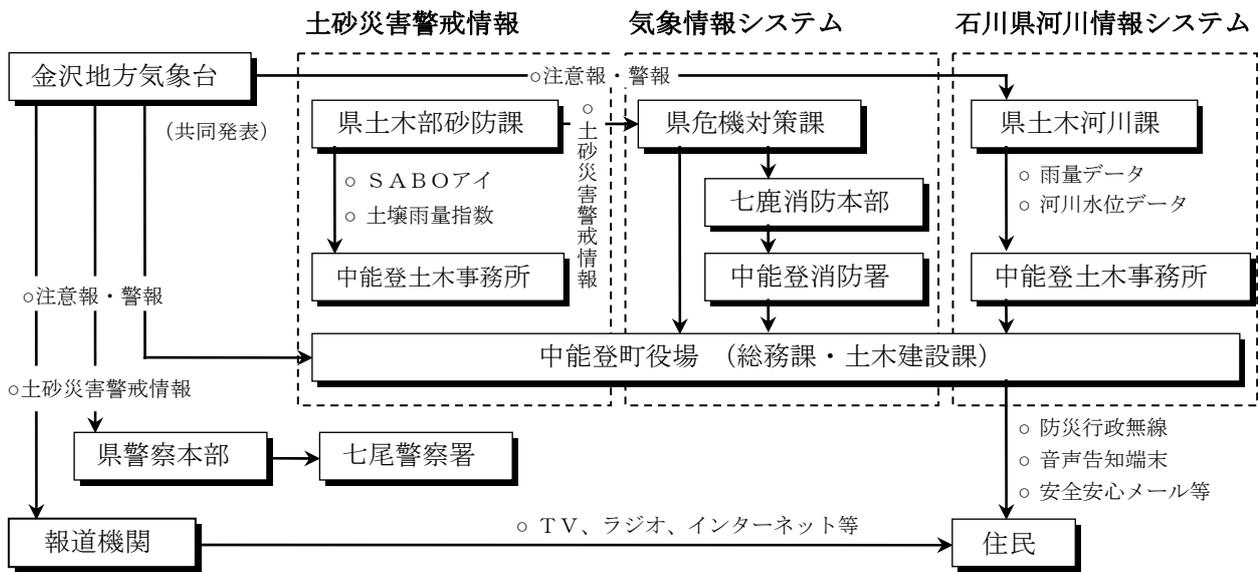
【ラピア鹿島】



(4) 災害時における町職員のとるべき行動



### (5) 中能登町非常時情報伝達体制

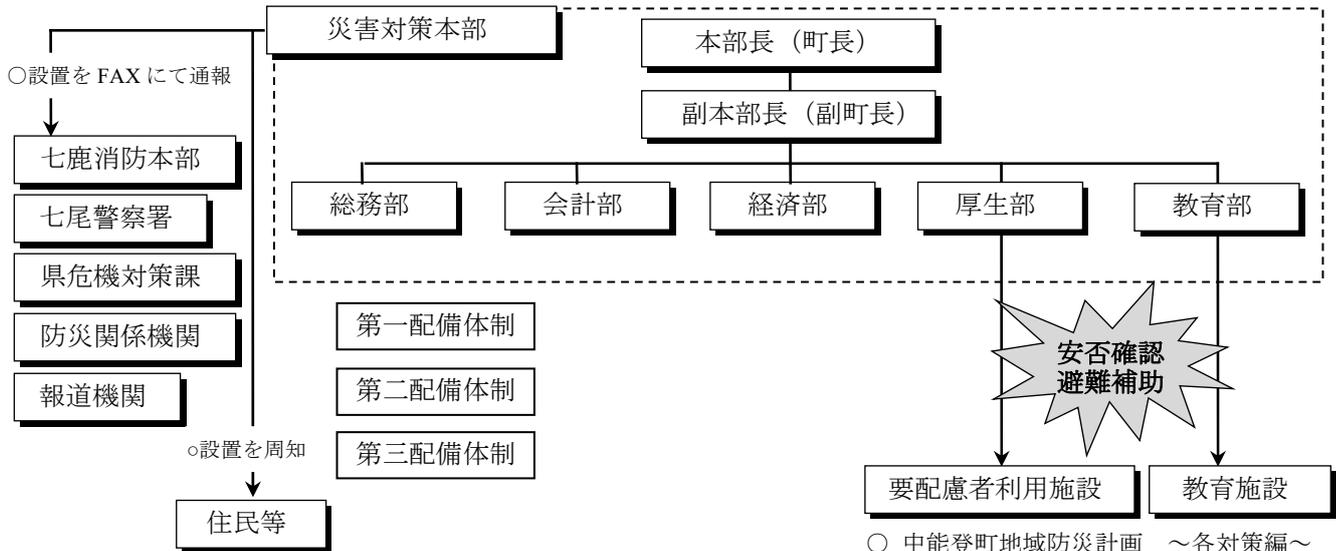


- 注意配備体制** ※能登地方（能登南部）に**注意報**が発表されたとき
- 警戒配備体制** ※能登地方（能登南部）に**警報**が発表されたとき
- 福祉関係部局 ※在宅の要配慮者への配慮  
○ 中能登町地域防災計画 ～各対策編～  
要配慮者対策 参照

大雨・暴風

大雪・暴風

地震



- 中能登町地域防災計画 ～各対策編～  
要配慮者の安全確保 参照
- 中能登町地域防災計画 ～資料編～  
5 要配慮者関連施設 参照

## (6) 中能登町職員非常時連絡体制

=別紙=